

幕府勘定所勝手方記録の体系

——幕府財政史料の類型論序説(その三)——

大野 瑞 男

はじめに

財政史料の基本類型

- 1 勘定帳(地方勘定帳を中心に)……以上前々号
 - 2 勘定帳(御金蔵勘定帳を中心に)
 - 3 勤方帳
 - 4 年貢米金皆済目録
 - 5 納払明細帳……以上前号
 - 6 御成箇郷帳……以下本号
 - 7 年貢割付
 - 8 取箇帳
 - 9 村鑑大概帳
 - 10 その他
- 勘定所および代官所・預所財政史料の体系
おわりに

財政史料の基本類型

6 御成箇郷帳

御成箇郷帳は、御取箇郷帳あるいは略して単に郷帳とも呼ばれるもので、成箇(取箇、年貢)および定納物の額を

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

村ごとに記載した年貢元帳である。郷帳に記載する年貢・定納物は土地より発する納物の元であつて、本途に掛る口米永、出目米・延米、および年々増減ある諸運上・分一・臨時物は記載しない。これは知行渡りのとき物成詰にして高に結ぶものは郷帳組みの品のみであるからであり、郷帳はしたがって知行の基礎台帳の性格をもつ帳簿といえよう。左に『地方凡例録』の説明を長文ではあるが引用しておこう。

一 郷帳発之事

(附、略)

郷帳の濫觴を尋るに、古来は諸事大様にして、租税の法細密ならず、其年に代官取箇を極めて、相納むるときは、領主にて多少の穿鑿もなく、厘割と云もなく済み来りし処、慶安二己丑年諸代官へ、取箇并に小物成・高掛り物等の納め等を帳面に仕立、勘定処へ差出すべき旨命ぜられ、案文相渡り之を仕立の成箇郷帳と名付け、此時より差出すことに成たり、尤も其一村の土地より出る品類を記す帳面たるに依て、是を郷帳と云ひ、租税の元にして納むべき品々之に洩るゝことなく、至て大切の帳面なり、則領主納処の根元たるゆへ、万一郷帳に算違ひ書損等あれば、代官差控を伺ふ定例なり、郷帳に載るは納むべき品々の元にして、之に掛る口米永或は出目米・延米又は年々増減ある諸運上・分一・臨時物等は載せず、土地より発る品数計りを記すゆへ、知行渡るとき物成詰にして高に結ぶは、郷帳組の品々計りなり、郷帳に組ざる品々は物成詰にはなさず、郷帳の米永より起る納め物、其外臨時に差出す品々等、一体の米金の納め惣辻を記したるは、納払明細帳と云帳面ありて、浅草御蔵・御金蔵へ納むべき品数一事も洩ることなし、郷帳仕組方振合の雛形は末に記す、

但し、郷帳に若違ひあれば、代官差控を伺ふほどの大切なる帳面故、決して違ひなきものとし、以前は勘定所に於て改ることなかりしに、三十年程前^{安永}の比より勘定方の内、郷帳掛り出来て、当時は勘定処へ手代差出相手

として改ることに成たり、

一 郷帳には五箇年厘の上り下りを記し、五箇年平均米の厘を以て年貢の高下を知り、知行渡の物成詰も、郷帳五箇年の米を以て致すことなり、

但し前篇に記すごとく、永方を米に直し、惣取に加へ厘を割るには、永老貫文を米式石五斗替にして米を出す、又五箇年平均の取米を記すには、老石式斗五升替を以て米を付け厘を割るなり、之は知行渡り等に用る、実米を見る為なるに依て、当時の相場に近きを用ゆ、之を実厘とす、又五箇年平均の厘を見るには、其年の厘に五を乗け、其年より前四箇年の厘の上りたる分は其内より引き、下りたる分は加へ、跡に残りたる分を五にて除し、割出したる厘割、是れ五箇年平均の厘なり、

(中略)

一 郷帳は関東・遠国とも其年十二月限りに差出す、是又取箇帳方遅く、其外諸証文等済ず差支へありて、郷帳仕立に差支ゆれば、春に成て差出すこともあり、尤も勘定処より催促なければ、代官より延引の訳を届るに及ばず、催促あれば延引の次第を申立る、尤も三月限に差出せば催促もなし、

郷帳は右の記述のとおり慶安二年(一六四九)に創始されたもので、原則として毎年十二月限りに勘定所へ提出す⁽²⁾。『御勘定所定出役心得留』では、月附は十一月とし、提出に遅滞があつても支障なく、大体は二、三月限りに提出するとあるが、出羽尾花沢代官所「御代官極秘」⁽³⁾によると、二月に郷帳清書、三月差出となつてゐる。また時期の下つた『勤要集』の記事では、十二月附で翌年五月晦日までに提出することになつてゐるから、月附も提出期限も遅くなつてきてゐると理解される。

郷帳の提出については延引することが多く、宝曆八年(一七五八)五月に早く提出すべきことが申し渡され、天明

八年（一七八八）二月には、年々提出が遅れ三年越しになっていゝるものもあつて突き合はせに支障を来たし、その上極月に二勢に差出すので混雑するから翌年正月限り提出するよう令せられた。⁽⁵⁾その後天保二年（一八三一）二月二十四日にも早速提出が遅せられてゐるのである。

郷帳の寸法・用紙・綴方などについては、『地方凡例録』には縦一尺五分・横七寸八分・綴目外八分、中程村紙で苧縄双紙綴とあり、⁽⁷⁾『御勘定所定出役心得留』では縦横は同寸、綴目七分、用紙は西之内で表紙は二枚重ね、白苧糸綴となっているが、『勤要集』では寸法なし、用紙西ノ内で表紙は同じく二枚重ね、苧縄本綴とあつて変化してゐる。恐らく寛政以前は中程村紙であつたが、のち文政ごろまでに上西之内と変わり、弘化元年（一八四四）役所用紙位下げによつて下西之内となつたのであろう。なお双紙綴は本綴と同義と思われ⁽⁹⁾る。

さて郷帳は印物（代官氏名に印を押す）であり代官所と預所を別冊にし、それぞれに美濃紙で覆いをかけ上書をし、さらに美濃紙四ツ手に入れてそれにも上書をする。⁽¹⁰⁾その記載法は、まず表紙には、

何国何郡

何郡

村々当何御取箇郷帳

何国何郡

何郡

何之誰

と記し、預所の分は

当分御預所

何国何郡村々当何御成箇郷帳

何之誰

と、預所の旨肩書に記す。

四ツ手の銘書は

御代官所
当分御預所

何国村々当何御成箇郷帳 何冊

何之誰

と記すのである。⁽¹¹⁾

なお綴方は、江戸横山町二丁目佐藤孫四郎に申し付け綴じさせるのがよい⁽¹²⁾としている。代官所で綴じるよりも専門の商人に頼むことが多かったのだろうか。

『勤要集』が郷帳の突合物銘書として掲げる書類は、前年(前年郷帳か)・大積明細書・当置証文留・定免一件・差狂一村限帳・取箇帳・下組帳・荒起(荒地起返)取調帳・厘附帳・皆済目録・見取下組帳・横算・寄付・年季改とあつて極めて多い。いま突き合わせ方について『勤要集』の記載を左に紹介しよう。

一 胴尻を前年之郷帳寄与読合、御取箇帳ニ而本途・見取突合、納払明細帳ニ而小物成・諸連上并免除高差引、朱書寄、過不足迄悉納札江寄付置也、是は則帳面方頭取之職也、郡寄茂同断、是又過不足等ニ至り迄⁽¹³⁾胴尻江寄付、是を胴尻拵といふ、勿論五ヶ年平均は何れ茂寄は朱書ニ而、夫江一村限を寄付へし、寄過不足不合は内ニ相違有ると知るへし

一 一村限改様横算入、定免切替村は同済之一村限高江あて、年季は請書ニ而可突合、緞令ハ拾年季ニ伺而茂五ヶ年又は無年ニ茂済故、如此入念厘差引、相違之節は厘附帳之見合、組方末ニ記ス

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

一 横算仕方

但、免割位見様高壱石ニ付取米壱斗は免壱ツ也、高免・毛付免・五ヶ年平均之高免割済候而厘差引也、高免江五を掛位を見四ヶ年之厘を可差引、上は引き下江は加へ、夫を五ツ割平均免出ル、則五ヶ年之高免也、毛限ニ而余内不付、高は斗免之字不認、且厘廻毛過不足候共高ニ而割出シ無相違ハよろしく候、但厘附帳ニ而差引、増は上ル、減は下ル与記すへし、是を上引下増与覚厘差引可致事

一 御伝馬宿は高百石ニ付米六升、六尺給米は式斗、御藏前入用は永式百五拾文、銀ならハ拾五匁也

一 右三役口米金銀都而高掛り江入は郷帳差出候後可相伺事

(中 略)

一 関東定直段式石五斗代永尅貫文ニ替、永尅貫を四ニ而割式石五斗与成、所謂四割替之法也、五ヶ年平均は壱石式斗五升代也、永尅貫文を八ニ而割出ル、高免・毛付免・五ヶ年平均共此法ニ而米ニ直可割

郷帳の提出先は、安永ごろ帳面方の内に郷帳掛りができ、勘定所へ代官手代を出頭させて同掛りで改めることとなつた。それ以前は郷帳に間違いがあれば代官が差控を伺うほどの大切な帳面であるから決して間違いがなく、勘定所では改めをしなかつたのである。『勤要集』では、帳面方起印掛り取扱で、出掛り代官をもって中の間組頭席へ差出し、追つて勘定との間で前年分との読み合わせがあるとしている。

ところで郷帳は紙嵩が増え取扱に不便なので、天明八年(一七八八)に細字に認めるよう達したところ、その後提出の郷帳も従前の紙嵩であるので、寛政二年(一七九〇)八月、郷帳振合を渡してそのように細字に認めるよう申し渡している。⁽¹³⁾

実際に郷帳の雛形を『牧民金鑑』が載せているのは天明八年のものではなく、安永三年(一七七四)九月六日の「御

代官所御預所郷帳認方振合⁽¹⁴⁾である。このほか書式を示しているものとしては『徳川幕府県治要略⁽¹⁵⁾』および石井良助『江戸時代漫筆』に引く「地方扱集成後編」(巻之八)⁽¹⁶⁾がある。また具体例としては『日本経済史辞典』上巻(地方三帳項)に明治元年「隠岐国海士・知夫里・越智・周吉郡卯年御取箇郷帳」の写真が抄録されている。本項では参考のため「史料7」として江川家文書の「伊豆葦山代官所文政十一年伊豆国君沢郡子御成箇郷帳(控)」の全文を掲げておいた。

註

〇一六五ページ。

(1) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版社) 下巻、六五一六六・七三ページ。

(2) 貞享四年「御勘定組頭并御代官可心得御書付」(『徳川禁令考』前集第四、二二二二号)。

(3) 『山形市史編集史料』二三号、八〇—一一〇ページ。

(4) 『牧民金鑑』上巻、一〇一ページ。

(5) 同右、一一七ページ。

(6) 同右、一四九ページ。

(7) 『地方凡例録』下巻、七三ページ。

(8) 「役所用紙位下之義ニ付伺書」(『牧民金鑑』上巻、一六

(9) 小口に四か所穴をあけ、糸を表裏背にかけて綴じる本綴、現今はこれを袋綴という。当時の袋綴は背に糸をかけたず、小口紙張りをした綴じ方をいったのではないかと思われる。

(10) 『御勘定所定出役心得留』。

(11)(12) 『勤要集』。

(13) 『牧民金鑑』上巻、二二四—二二五ページ。

(14) 同右、一一一—一二四ページ。

(15) 『徳川幕府県治要略』三〇三—三〇六ページ。

(16) 『江戸時代漫筆』二二八—二二九ページ。

〔史料7〕 伊豆葦山代官所文政十一年伊豆国君沢郡子御成箇郷帳(控)(江川文庫所蔵江川家文書)

(表紙)

〔文政十一年

〔合〕伊豆国君沢郡子御成箇郷帳

葦山控

検見取

一高式千五百八拾式石五合

内高百拾七石八斗九升 新田

高式百八石斗尅升五合

前々御殿地陣屋敷郷成敷
御伝馬屋敷引

三 嶋 町

内

高式石六斗 去ル申川矢石砂入引

小以高式百拾石七斗卷升五合

残高式千三百七拾卷石式斗九升

此取米七百拾九石式斗式升四合

外米七拾式石三斗六升

高式七分八厘六毛内
毛付三ツ三厘三毛余
毛 附

申より子迄五ヶ年平均

米七百四拾式石四升

一田七畝分

此取米卷斗五升八合去亥同

一畑卷町三反六畝廿式分

此取米式石式斗式升四合去亥同

一畑六反五畝分

此取米三斗式升五合去亥同

一畑式反分

此取米卷斗去亥同

定納物

一米卷石五斗四升九合

但御伝馬宿ニ付六尺給米御蔵前入用者々々免除
御伝馬宿入用

外

一米三斗五升去亥同

一米卷石三斗三升去亥同

一米拾八石式斗五升去亥同

一永式貫三文

一永式百四拾卷文

一永式百三拾八文

一永四百七拾九文

一永式百四文六分

一永式百五拾文

一永四百拾式文

一永式貫七百元

納合米七百四拾三石五斗卷升
永五貫九百三拾九文六分

一新町川通川除御普請所
東海道往還土橋板橋御普請所

一廣瀬川御殿川秋度川通用水路拾四ヶ所
水末用水三嶋中村中嶋立会自普請所

年々高下
箱根觀音洞山手役

右同断
箱根山手役

右同断
酒造莫加永

未の丑迄七ヶ年年季
水車運上

西の丑迄五ヶ年年季
右同断

申の丑迄五ヶ年年季
右同断

西の丑迄五ヶ年年季
右同断

亥の卯迄五ヶ年年季
右同断

西の丑迄五ヶ年年季
水車運上

右同年年季
右同断

戊の寅迄五ヶ年年季
質屋株莫加永

五ヶ所

拾三ヶ所

拾三ヶ所

亥子迄式ヶ年定免
一高式拾三石九斗七升
伊豆国君沢郡江戸江道法武拾七里
塚原新田

内高卷石六斗式升卷合
新田
此取米三石九斗九合去亥同
高卷ツ六分三厘卷毛内

申子迄五ヶ年平均

米三石九斗八合〔朱〕
高卷ツ六分三厘
取

一畑三反分

此取米六升去亥同

定納物

一米八斗五升式合

一米壹升四合

一米四升八合

一永五拾九文九分

一往還松並木兩側八町式拾六間

納合米四石八斗八升三合

亥子迄式ヶ年定免

一高五石三斗四升六合

内高五斗五升六合
新田
此取米七斗五升五合去亥同

高卷ツ四分卷厘式毛余

伊豆国君沢郡江戸江道法武拾七里
市山新田

申酉戌亥
同同同同

申子迄五ヶ年平均
米七斗五升五合

一畑四反三畝拾式分

此取米八升七合去亥同

定納物

一米式斗三升三合

一米三合

一米壹升壹合

一永拾三文四分

一往還松並木兩側九町七間

納合米壹石八升九合

亥子迄式ヶ年定免

一高拾八石壹斗七升八合

内高六斗式合
新田
此取米式石三斗九升去亥同

高卷ツ三分卷厘五毛内

申酉戌亥
同同同同

高卷ツ四分卷厘式毛

西巴改出

見取

但反式升

茶畑上木年貢

御伝馬宿入用

六尺給米

御蔵前入用

卷ヶ所

伊豆国君沢郡江戸江道法武拾六里
三ッ谷新田

米貳石三斗九升

高壹ツ三分壹厘五毛

定納物

一畑壹町七反三畝九分

丑戌酉改
見取

一米貳合

御伝馬宿入用
六尺給米

此取米三斗四升七合去亥同

但反貳升

一米七合

御蔵前入用
壹ヶ所

定納物

一米壹升九合

茶烟上木年貢

一永八文九分

一米壹升壹合

御伝馬宿入用

一往還松並木兩側貳拾四町三拾間

一米三升六合

六尺給米

納合米七斗七合

一永四拾五文四分

御蔵前入用

亥子迄貳ヶ年定免

一往還松並木兩側四町三拾間

壹ヶ所

一高五石貳斗壹升貳合

伊豆国君沢郡江戸江道法貳拾五里
山中新田

納合米貳石八斗三合

御蔵前入用

一高五石貳斗壹升貳合

高壹ツ六分四厘四毛余

亥子迄貳ヶ年定免
一高三石五斗五升五合

伊豆国君沢郡江戸江道法貳拾六里
笹原新田

申子迄五ヶ年平均
米八斗五升七合

酉戌亥
同同同

内高壹石三斗八升八合

新田

申子迄五ヶ年平均
米八斗五升七合

高壹ツ六分四厘四毛

此取米五斗九升五合去亥同

高壹ツ六分七厘四毛内

一田四反壹畝拾五分

酉改出

見取

申子迄五ヶ年平均

高壹ツ六分七厘四毛内

此取米三斗七升五合去亥同

酉改出

見取

申子迄五ヶ年平均

高壹ツ六分七厘四毛

一畑壹町五反五畝八分

丑改出

見取

米五斗九升五合

高壹ツ六分七厘四毛

此取米三斗壹升去亥同

丑改出

見取

一畑五反壹畝廿壹分

高壹ツ六分七厘四毛

一畑貳反廿五分

巳改

見取

此取米貳斗三合去亥同

高壹ツ六分七厘四毛

此取米四升貳合去亥同

巳改

見取

但反貳升

但反貳升

此取米四升貳合去亥同

巳改

見取

定納物

- 一米三合
- 一米壹升
- 一永拾三文
- 一往還松並木兩側三拾四町
- 納合 米壹石五斗九升七合
- 米拾三文

當子^ハ辰五ヶ年定免
 一高七百貳拾六石五斗六升三合
 伊豆国君沢郡江戸江道法三拾八里
 土肥村

内 高四石五斗壹升
 前々御新米田潰地溝代引

内 高三拾三石八斗四升九合
 前々川欠石砂入去ル申押掘石砂入引

残高六百八拾八石貳斗四合
 小以高三拾八石三斗五升九合
 毛 附

此取米貳百四拾七石九斗四升八合四勺
 高三ッ四分壹厘三毛内
 毛付三ッ六分三毛内
 内米壹升去亥増

申々子迄五ヶ年平均
 (米) 「四五」

幕府勘定所勝手方記録の体系 (大野)

米貳百貳拾八石六斗九升四合 高三ッ壹分四厘八毛
 (米) 善引壹毛不足

- 一畑貳反分
- 此取米八升貳合去亥同
- 一畑壹反七畝分
- 此取米八升五合去亥同

定納物

- 一永四拾五文
- 一永壹貫百四拾六文九分
- 一米四斗三升六合
- 一米壹石四斗五升三合
- 一永壹貫八百拾六文四分
- 外
- 一永百五拾文去亥同
- 一永貳貫貳百五文貳分
- 内永三百七拾九文貳分去亥増

年々高下
 鉄 炮 役

- 一永百文
- 納合 米貳百五拾石四合四勺
- 西ヶ年迄五ヶ年平均
- 質屋株莫加永
- 出 物 分 一

一山川水口川横川高瀬川平野川通川除并用水堰御普請所拾ヶ所

検見取

一高貳百貳拾壹石八斗三升六合

内高七石四斗四升八合 新田

内高五石三斗四合 前々御蔵敷溝代引
内高拾壹石三斗四升貳合 前々川欠山崩石砂入引

小以高拾六石六斗四升六合

残高貳百五拾壹斗九升

毛 附

此取米六拾七石三斗八升四合 高三ツ三厘八毛内
毛付三ツ貳分八厘四毛

外米四石八升九合去亥減

亥老分八厘四毛
戌九厘貳毛
酉七分貳厘四毛
申四分壹厘
下上上下

申々子迄五ヶ年平均

米六拾六石四斗三合

高貳ツ九分九厘三毛

(米)「差引老毛」過

定納物

一米貳升五合

一永拾壹文貳分

一永百拾文四分

一米壹斗三升三合

一米四斗四升四合

一永五百五拾四文六分

外

茶畑上木年貢
楮 役
御菜 役
御伝馬宿入用
六尺給米
御蔵前入用

一永五貫貳百五拾文

一永七百三拾七文

納合 米六拾七石九斗八升六合
永六貫六百六拾三文貳分

水野出羽守殿領分分郷

検見取 一高五百七拾四石九斗四升四合五勺三才

伊豆国君沢郡江戸江道法三拾里
北江間村

内高貳石九斗八升三合 新田

高三石壹升四合

高五斗壹升六合

前々溝代堤敷引
前々川欠山崩石砂入引

内

高五拾石四斗九升五合

高拾壹石八斗六升七合

小以高六拾五石八斗九升貳合

残高五百九拾五升貳合五勺三才

此取米九拾八石貳斗貳升九合 高壹ツ七分八毛余
毛付壹ツ九分三厘内

毛 附

外米拾五石七斗九升四合去亥減

亥貳分七厘五毛
戌貳分貳厘九毛
酉壹分七厘五毛
申三分八厘九毛
下上下下

申々子迄五ヶ年平均

米百六石四斗六升九合 高壹ツ八分五厘貳毛

亥卯迄五ヶ年平均
出物分 一
右同年季
築運上

一田六畝廿三分

此減米なし

已改

見 取

去亥引統
当子虫付水腐皆無引

一畑壹反七畝拾六分

此取米八升八合去亥同

丑改

見 取

但反五升

定納物

一米三斗四升五合

御伝馬宿入用

掛高貳百八拾九石七升九合五勺三才
外高貳百八拾五石八斗六升五合

助御高年、免除
六尺給米

掛高右同斷
外高右同斷

一永七百貳拾貳文七分

御蔵前入用

外

年々高下

箱根山手役

一米五斗四升去亥同

納合 米九拾九石七斗八升
永七百貳拾貳文七分

一狩野川通用水メ切石堰八樋水門北江間南江間

一立会御普請所

式ヶ所

一用水路溜井御普請所

六ヶ所

一掛樋自普請所

壹ヶ所

検見取

一高三拾七石八斗壹升三合

伊豆國君沢郡江戸江道法三拾三里
(朱)「新田」も「寄込」も
上修善寺村新田

此取米八石八斗五升六合

外米三斗去亥減

高貳ツ三分四厘貳毛余

亥七厘九毛
酉八分老厘五毛
申壹分四厘貳毛
下上上下

申子迄五ヶ年平均

米八石三斗七升七合(貳ス)

高貳ツ式分老厘五毛

一田壹町六反七畝拾貳分

内九反貳畝九分

残七反五畝三分

此取米七斗四合

外米貳升貳合

去亥減

一畑五反五畝九分

此取米壹斗九升四合去亥同

見 取

但反壹升五合

定納物

一米貳升三合

一米七升六合

一永九拾四文五分

納合 米九石八斗五升三合
永九拾四文五分

御伝馬宿入用

六尺給米

御蔵前入用

水野出羽守殿領分
伊豆國君沢郡江戸江道法三拾三里
河内村

一御林九拾町三反七分

式ヶ所

外米式升式合 去亥減

伊豆国 君 沢 郡

小以高四千百九拾九石四斗式升式合五勺三才

内高式百三拾五石壹斗七升式合 新田

定納物

一畑八町六畝式分 此取米四石四升七合去亥同

高式百貳拾石九斗四升三合

前々御新米田道代溝代溜井敷
堰代畑代御殿地陣屋敷郷蔵敷
御伝馬役屋敷引

一米壹石壹斗式升九合

一永壹貫三百拾三文五分

茶畑土本年貢

銅錢楮役
御菜役山役

高四拾八石三斗七合

前々川欠川成山崩石砂入波欠
土堀潤崩荒地引

一米式石五斗式升

御伝馬宿入用

内

高五拾石四斗九升五合

高拾壹石八斗六升七合

小以高三百三拾壹石六斗壹升式合

残高三千八百六拾七石八斗壹升五勺三才

此取米千百五拾石壹斗四升七合四勺

外米八拾式石五斗三升三合 去亥減

去亥引統
当子虫付水腐皆無引

当子虫付水腐皆無引

〔米〕
〔内卷合 寄不足〕

懸高千三百三拾壹石五斗五升式合五勺三才

外高式千八百六拾七石八斗七升

一米式石六斗六升三合

宿高并助郷高免除
六尺給米

一永三貫三百式拾八文九分

御蔵前入用

〔米〕
〔内卷分 寄不足〕

〔申夕子迄五ヶ年平均
米千六百六拾石四斗八升九合〕

内卷合 寄不足

一田式町式反式畝廿分

内九反九畝式分

残壹町式反三畝拾八分

此取米壹石式斗三升七合

去亥引統

当子虫付水腐皆無引

見 取

外

一御林九拾町三反〇分

一往還松杉並木八拾八町五拾三間

内八町式拾間

一米式拾石四斗七升去亥同

寄計

私領谷田村分入

六ヶ所

式ヶ所

〔米〕
〔私領 河内〕

年々高下

箱根山手役 〔三嶋 北江間〕

見 取

一永壹貫三文

一永百五拾文去亥同

一永貳貫貳百五文貳分

内永三百七拾九文貳分去亥増

寄計
一永貳貫七同文

一永貳百三拾八文

一永貳百五拾文

一永貳百四拾壹文

一永貳百四文六分

一永四百七拾九文

一永四百拾貳文

一永四百拾貳文

酒造冥加永三(朱)

年々高下
鉄炮役(朱)
土肥(朱)

右同断
万般役(朱)

西の丑迄五ヶ年季
出物分一(御)

右同年季
水車運上三(朱)

亥の卯迄五ヶ年季
右四貫(朱)

未の丑迄七ヶ年季
右同断(朱)

西の丑迄五ヶ年季
右同断(朱)

申の子迄五ヶ年季
右同断(朱)

西の丑迄五ヶ年季
右同断(朱)

右同年季
右同断(朱)

一永七百三拾七文

一永五貫貳百五拾文

寄計
一永七拾七貫文

右同断
一永六拾八貫文

一永拾五貫六百貳拾九文

一永貳貫七百文

一永百文

納合
米千百八拾貳石貳斗壹升三合四勺(朱)
内米壹合 密不足

永百貳拾貳貫三百五拾三文貳分(朱)
内永壹分 密不足

亥の卯迄五ヶ年季
築運上(瓜)
瓜生野(朱)

右同年季
出物分一(同)

亥の申迄拾ヶ年季
魚漁分一(重)
須(朱)

右同年季
山方諸分一(重)
井田(朱)
兵方諸分一(重)
須(朱)

亥の卯迄五ヶ年季
出物分一(朱)

戌の寅迄五ヶ年季
質屋林冥加永三(輪)

西の丑迄五ヶ年季
右同断(朱)

7 年貢割付

年貢割付は本稿で取り上げた諸史料とは性格が異なり、代官所・預所から勘定所へ進達することはない。また年貢割付状は通常相当量が残存しており、その意味も性格もほぼ明らかである。ただ支配・地域・年代によってその様式や書式は大いに異なり、その比較検討は是非ともしなければならぬが、本稿の目的ではないので後日に譲りたい。

幕府領の年貢割付の説明は、また『地方凡例録』⁽²⁾にまかせたい。

一 割付免状之事

(附、略)

割付・免状ともに百姓上納年貢の目録にして、上方と関東にては名目違ふなり、関東にては割付と云ひ、駿河より上方筋・中国・西国方にては免状と唱へ、又国により下札と云処もあり、何れも古来より其処の云習ハシにて唱の違ふのミ、別の物にはあらず、割付と云は田畑上・中・下の反別に、取米永を割付て取立と云ことなり、又免状と云は古き詞にて、是程年貢に納むべし、其余は百姓の取分に免し遣ると云こと成べし、前条にも記す厘付のことを免と云と同儀なり、上より下さるゝ免を記したる書付と云意にて、免状と唱ふるとも云り、下札と云は料所にはなく、遠国の私領等にて下札と云処もある由なれども、其謂れ解せず、按ずるに料所の割付・免状の様に、高反別・田畑の分ち等を巨細に記さず、納むべき米金辻を記し、免計りを付て村々へ渡す処もありて、是は下札の様なる端書ゆへ、下札と唱ふる成べし、又先輩小宮山氏の按には、免状と同意にて、上より下さるゝ年貢の書付と云意なるべしとあり、料所にて割付・免状未だ出来ざる以前は、仮免状と云て、検見済取箇極れば、先納むべき米永辻計りを端書に書付、役所の押切にて渡し、米拵へを一齊にさせずして追々に取立て、割付・免状は、追て出来次第春にもなりて渡す、関東にても、是は仮割付とは云わず仮免状と唱るなり、右の下札は即ち仮免状同然なり、遠国の私領ゆへ、其年の納むべき米銀辻さへ知れゝば済む心得にて、地頭も村方も夫成に致し置ことゝ見へたり、右にも記すごとく割付郷帳は、後年他領他村田地米金等の儀に付、万一公事出入等の起るときは証拠にも成べき大切の品なれば、仮令私領遠国たりとも、割付免状ハ、屹度巨細に書分け、重役人調印にて渡し置たきことなり、右割付・免状の認方及び振合は、其国其支配の引付にて一定せずと云ども、其大概を以て

末に出す、

但し、割付・免状ともに検見取なれば年々に渡り、定免村は切替の初年渡すとき、奥文言に高・取米永増減なきに於ては、定免中は此割付を用ゆべき旨を書入て相渡し、相違なければ年々渡すに及ばず、破免ハ勿論、損地あるか起返あるか、或は小物成・諸運上に増減ありて、少々にても高・取米永に増減ある年は、定免中にも割付相渡す、凡て割付村方へ渡れば、村中長百姓・五人組判頭等を名主元へ呼出し、割付を拝見致させ、拝見証文とて、割付篇と拝見承知仕候、然る上は割付通り期月まで屹度皆済可仕旨の証文を認め、惣百姓連印の書付を名主元へ取置き、代官役所に於ても写に付、村役人どもの奥印を取置べきこと也、

ここで敢えて年貢割付に言及するのは、郷帳・皆済目録とも地方三帳といわれるからではない。代官所では取箇帳に基づき年貢割付状を村方に発行するが、取箇帳は村ごとでなく国郡単位で作られ、村ごとの取箇一村限帳でも取箇増の村については作帳しないから、必要にせまられて代官所には年貢割付状の元帳ともいふべき帳簿が作られたのではないかと考えたからである。飛騨郡代高山陣屋文書の目録には残念ながらこれに当たるものが見当たらない。しかし江川家文書にはたとえ「辰免定元帳」⁽⁴⁾とか幕末期の「割付下」⁽³⁾がかなり残されている。問題は、検見終了後作帳される仮仕出・皆無仕出を元に下組帳が作成され、取箇帳の作帳にかかるとともに仮免状が村方に発行されるが、下組帳と割付下とが同一のもので決定する史料を持ち合わせていないことである。ただ割付は割付状と同一の内容(数字まで)であることは一、二の例で確かめてある。とにかく割付下は村ごとの割付状の台帳であつて、張紙を用いて数年使用することがある。

年貢割付については類型的書式が明らかであるので参考史料も掲げないこととする。

註

(1) このような視角からの論稿として、荒居英次「年貢割付状の成立」(『古文書研究』四号)がある。

(2) 『地方凡例録』下巻、七四一七六ページ。

(3) 岐阜県立図書館所蔵。

(4) 弘化元年以降どの辰年か今明らかにしえない。

8 取 箇 帳

取箇帳は田方検見終了後、代官が取箇を決め勘定所へ提出、経伺する帳簿である。一郡限りに定免・破免・検見に区分し、田畑本途・反高・見取とも取米永に厘を付し、外納物は載せない。そして前年より十か年以前までの毎年の取米永との差引増減を記して取箇の高下を見、国限り・一支配所総計を付す。享保期以降は代官検見終了帰府後(遠国は帰陣後)三十日以内に提出する定法である。勘定所では取箇方において、前年より減少多ければ取箇増をつけるなど取箇吟味を行なって代官に達し、代官は請書を出して取箇帳に基づき割付や郷帳を作成するのである。『地方凡例録』の同項の説明を左に引用しよう。

一 取箇帳は租税の元なり、田方検見致し、取箇を極め之を記す、勿論定免村にて取箇増減なくとも之を載せ、前年の取箇の増減を記し、并に前年より跡四箇年分取米永と差引増減を記す、其前六箇年分は下げ札にして記し、都合拾箇年分の取箇の高下を見するなり、尤も一村限に認るにはあらず、一郡限り定免・破免・検見取と三口に分け、厘を付て田畑本途見取とも之を載せ、外納物は載せず、一支配限り惣寄をして勘定所へ差出す、左すれば勘定所に於て御取箇方之を改め、取箇の高下を論じ、検見取・破免の分、前年より減じ多ければ相増すべき旨再応代官へ達し、扱なければ引戻しとて少々取箇を増て差出す、然れ共村方は最初代官の取箇置たる取箇なれば、多分の増は成難し、仮令何程吟味強くとも、代官の目鑑を以て極たる取箇なれば、増べき筋はなけれども、少も増ざれば勘定所吟味の詮もなく、取箇帳いつ迄も済ざるゆへ是非なく少々増ことあり、若し村方にて増難ければ、

扱なく代官にて弁納することもあり、右吟味済、伺の通り取箇相極たる旨、勘定組頭より口達ありて請書を出すことなり、都て郷帳割付とも此取箇を元にして仕立、其年の納所の元に成ことゆへ、至て大切の帳面なり、公儀并に諸侯其外諸旗本にても、家禄の元に成る地方第一の帳面なれば、聊か疎かにすべからず、帳面の仕組方末に記す、

但旗本は勿論、諸侯方にても此帳面なく、其年の取箇割付を元として、納り高何程と知る家もあり、併し是は甚だ宜しからざる仕方なり、取箇帳は家禄の根元なれば必ず有度ことなり、高崎領ハ右に似寄たる取箇の元を記す帳面是を考ありて、其年の取箇極りたる上、年々の厘付帳を添へ、会所に於て年寄并に勝手方列席へ差出し一覽あり、取箇相済む上は勝手方・地方掛りの者へ料理を給わる旧例なり、外諸侯方にても取箇極れば、免振舞として掛りの面々へ料理の出る家もある由也、

(中略)

一 取箇帳、前々は十一月限りに差出す定法たれども、国処により検見旬遅く、十一月中旬まで掛るもありて、十一月中に帳面仕立出来兼るに付、享保年中より代官検見済、帰府後三十日限り、遠国は陣屋へ帰り三十日限り差出すべき旨の定法に成る、若し出来兼る子細ありて延引に及ぶ時は、取箇方へ日延を申立ることなり、

取箇帳は、用紙西の内袋綴と定められているが、寸法に極まりはない。²⁾『動要集』には用紙厚程村・上西之内または程村、増減差引下ケ札は美濃紙を用い、郡限り・国限りおよび反高・見取寄へ見出し紙を付けるとしている。弘化元年(一八四四)の「役所用紙位下之義ニ付伺書」³⁾によれば、取箇帳は郷帳とともに上西之内から下西之内に位下げになっているから、それ以前は一般に上西之内紙を使用したといえるであらう。

取箇帳と一緒に提出すべき書類として『徳川幕府県治要略』⁴⁾が例に掲げるものは、御取箇三拾三ヶ年差引帳・御取

箇増減仕訳書・免直起返其外取計候趣申上候書付・検見御取箇減一村限帳・破免御取箇減一村限帳・損地之義申上候書付・御取箇之義に付申上候書付の七種であり、取箇帳（御取箇目録）と一緒に西の内紙袋に入れ、添付書類も併せて表書をし、小捻紙にて上部を結ぶ。これに対し『御勘定所定出役心得留』があげているものは、三拾三ヶ年取米増減差引帳・何国何郡寛政七年起返田畑免直之儀申上候書付の二種、『勤要集』では、三拾三ヶ年取米増減差引帳・御取箇五ヶ年平均増減帳の二冊は取箇帳と一緒に袋に入れ、外に、御取箇之儀ニ付申上候書付・起返之儀ニ付申上候書付・御取箇増減仕訳書・破免之儀ニ付書付・御取箇減一村限帳の五種を半紙帳にて作成し、袋に入れて提出するとしている。具体例としては後に引用した〔史料8〕の裏表紙に、外に、三拾三ヶ年当寅（文政元年）取米永差引帳・文化三寅年起返当寅免上書付・当寅御取箇増減仕訳帳の三冊が附属書類として同時に提出したことが知られる。また同じく江川家文書の「天保五年武蔵相模伊豆駿河国当午代検見御取箇目録」の裏表紙には、三拾三ヶ年当午取米永差引帳・文政五午年起返当午免上書付・当午取下場免直一村限仕出帳・当午荒地起返一村限仕出帳・当午御取箇増減仕訳帳・当午御取箇減米一村限帳（以上各一冊）・当午御取箇之儀ニ付申上候書付（一通）の七種の書類名が付記されている。

附属書類のうち三拾三ヶ年増減差引帳の例として、〔史料9〕に「飛騨国当戊（文久二年）御取箇三拾三ヶ年増減差引帳」を末尾に掲げておいた。ところで御取箇一村限り帳は宝曆九年（一七五九）三月二十八日の廻状⁽⁵⁾で、定免・破免および去年より取箇減または去年通り取箇附の村々は残らず一村限り仕出し、以後差出すよう雛形ともに達せられている。つまり一合一勺一才でも増した村は除き、他の村は全て書き出すようになったのである。しかし、一村限取箇帳はこの時に創始された訳ではなく、享保十三年・同十九年（一七二八・三四）に同帳が勘定所へ提出された事例は次の史料でも明らかである。

（前略）

一去ル申年(享保十三年)、一村限御取箇帳、御勘定所江被差出候得共、村々盛衰ニ而、此節ハ高下も可有之候、其上一村限之御取箇の当不致所も有之様ニ被存候間、御代官所之分遂再吟味、一村限之御取箇帳可被差出候、尤此度ハ一村限ニ可承届候間、村柄之様子免附之訳大概、是ハ書一村限ニ認、縦御取箇可増村方も急ニ難上分ハ、何ヶ年ニ可上訳又ハ免可引下村方之分も其子細相認可被申候、右御取箇之高下兼而可被考置事ニ候、無左村方も遂吟味、当(享保十九年)六月迄之内一村限帳面可差出候、尤定免ニ而不被致検見御取箇之的当相決かたき分ハ、当秋縦損毛無之候共、村々相廻り見分之上御取箇相考、一村限帳面可被差出候、其分ハ此度被差出候一村限帳面ニ其訳書記置、当秋検見以後、一村限帳面可被差出候、遠国住宅之分ハ元ノ手代可被差下候

(後略)

次に『勤要集』が記す御取箇突合書類は、定免一村限色直帳・前年(前年取箇帳)・高反別帳・検見減米仕出帳・起返仕出帳・割付・検見下組帳・見取下組帳・高入新田下組帳・定免切替伺書・定免年季明検地小前十分一ニ不当一村限仕出帳である。

さて取箇帳は下勘定所の御取箇方の差出方取扱であるが、提出された取箇帳は御高帳の高と合わせる。この高は恐らく元禄あるいは天保の極高(古くは正保高と推測される)であろうことは、村鑑大概帳の本高記載法から類推して大過あるまい。それから取米については五か年・十か年・二十か年の下札で増減を見、十か年の内で増が多ければ宜しいとする。ただし十か年皆増は、とくに明和以降のそれは取箇決定が必ずしも宜しくないとしている。また増方少ない場合は二度も三度も引戻を行なうのである。ついで取箇が極まれば掛紙をもって一村限帳の取米永を直させ、荒地・起返田畑吟味をも行なう。

取箇帳の創始は明らかではないが、前掲『地方凡例録』の記事から享保期には存在していたことが判るが、貞享四

年(一六八七)の「御勘定組頭并御代官可心得御書付」⁽⁸⁾には、御蔵入の「御取箇差出帳」は毎年十一月を限り勘定所へ差上ぐべく、そうでない時はその趣を勘定所へ断わるべきことが定められているから、貞享期まで遡ることができ。恐らくは幕領支配確立期に始まったと思えるのである。

取箇帳の提出期月は貞享四年は前記のように十一月、享保元年には勘定所より差図の日限として月日を明記せず、『地方凡例録』では享保以降検見終了帰府後三十日限りとしている。けれども検見終了後取箇帳作成に日数がかかり、度々催促しても延引して取箇吟味が翌春に持ち越すことになるので、延享三年(一七四六)二月八日、検見出立帰着の届書を代官から差出させ、帰着後三十日限りを励行するよう申し渡している。⁽¹⁰⁾以後同様の申し渡しは、宝暦八年(一七五八)五月、天保二年(一八三一)二月二十四日、⁽¹²⁾同九年にあるが、勘定所としては取箇決定が遅れば年貢割付ひいては皆済にも支障が出てくるので当然の申し渡しであろう。なお『御勘定所定出役心得留』によれば、九月に検見出立届、十月に検見帰着御内見願書、そして検見帰府翌日届を出す、翌日届は御殿中・同御勝手方・下勘定所御取箇方・同伺方・同帳面方の五か所へ計五通大半紙に認めて提出する。これは印物であり、ついで同月取箇帳と附属の帳面を提出する⁽¹⁴⁾とある。

さて最後に取箇帳の処理について一言触れておこう。享保十五年六月の「御勝手方御用筋大立候儀申上候書付」⁽¹⁵⁾によれば、代官所・預所より例年冬中提出の取箇帳を勘定所で吟味するが、同十二年からは勝手掛老中水野忠之が見て取箇を決定することとしたことと、取箇決定の帳面を一冊に認め、翌年忠之に提出することとしたが、これは前々よりの決まりであったことが記述されている。すなわち引戻があつて勘定所において決定した取箇帳の一支配総寄の高・取米金・高免・毛付免および前年取箇との増減の部分が、全幕領について「御取箇極候帳」として勘定所において一冊に作帳されたのである。その一例として享保十五年の「去戌年御取箇相極候帳」⁽¹⁶⁾を紹介したことがあるが、恐ら

くはそれらの連年の数字が『誠齋雜記』の「御取箇辻書付」⁽¹⁷⁾であろうと推定される。

末尾に「史料8」として、江川家文書の伊豆韮山代官所「相模伊豆駿河国文政元寅年定免検見御取箇目録」を、さらに「史料9」として、岐阜県立図書館所蔵飛騨郡代高山陣屋文書中から文久二年「飛騨国当戌御取箇三拾三ヶ年増減差引帳」を、それぞれ全文掲げた。同一代官(郡代)所の同年のそれが揃うと望ましいが、それが叶わなかったので諒承されたい。なお取箇帳はいくつか残存しているが、⁽¹⁸⁾雛形は前記のように『牧民金鑑』に記載されており、実例は『徳川幕府県治要略』に、「大竹庫三郎当分御預所三河国慶応三卯年御取箇目録」⁽¹⁹⁾が抄録されているので併せて参照されたい。

註

- (1) 『地方凡例録』下巻、六九一七〇・七三三ページ。
- (2) 同右、下巻、七四ページ。
- (3) 『牧民金鑑』上巻、一六〇一―一六五ページ。
- (4) 『徳川幕府県治要略』二四五ページ。
- (5) 『牧民金鑑』上巻、一〇二一―一〇九ページ。
- (6) 『徳川禁令考』前集第四、二二五六号、享保十九寅年正月「御代官仕品々被仰渡御書付」。
- (7) 天明五年九月「下御勘定所掛々にて取扱候事」(『日本財政経済史料』巻四、一〇八一―一〇二二ページ)。
- (8) 『徳川禁令考』前集第四、二二二二号。
- (9) 同右、二二二七号。
- (10) 『牧民金鑑』上巻、九五ページ。
- (11) 同右、一〇〇ページ。
- (12) 同右、一四八ページ。
- (13) 同右、一五三ページ。
- (14) 「御代官極秘」(『山形市史編集史料』二十二号所収)でも同月である。
- (15) 拙稿「享保改革期の幕府勘定所史料大河内家記録」(『史学雑誌』八〇編一号)所収。
- (16) 同右(同)所収。
- (17) 『江戸叢書』巻の八、一九三―二一九ページ。
- (18) 江川文庫の中には「史料8」および前述の天保五年取箇帳のほか、元治元年と慶応三年の全支配所(武相豆駿)の取箇帳各一冊と、慶応二年の国限り取箇帳四冊および当分御預所(駿河)・別廉当分預所(相模)、さらに大名元預所(二冊)と同年は全部で九冊が完備している(ただしいずれも韮山控)。

(19) 『徳川幕府県治要略』二四五—二六二ページ。

〔史料 8〕伊豆葦山代官所相模伊豆駿河国文政元寅年定免検見御取箇目録

(表紙欠表題推定)

「相模

(伊豆国文政元寅年 定免 検見 御取箇目録)
駿河

高合五万六千五百五拾四石六斗九升五合老勺

相模
伊豆
駿河
国式百六拾式ケ村

内高三百八拾七石四斗七升四合九才 無地高

此反別八千五百五拾四町六反三畝四步七厘四毛

内式畝四分 無反別之分

高老万八千四百八拾五石八斗七升九合老才

此反別三千八百七拾四町八反式畝廿六分式厘

内 内式畝四分 無反別之分

反別式拾七町六反式畝式分 無石盛永取之分

内高四千七百四拾五石五升老合八勺四才 諸引

此反別五百七拾八町三反五畝廿三步九厘九毛

内

高五百九拾式石九合八勺

此反別六拾五町四反八畝式分式厘

高式千九百五拾六石八斗七升四合四才

此反別三百九拾老町七反三畝廿四步七厘九毛

内高五拾四石六斗五升九合

此反別四町五反廿老分

年々引高ニ相立候分

連々可起返引高之分

当寅引

高千百九拾六石壹斗六升八合
此反別百貳拾壹町壹反三畝廿七分
当寅早損青立水押仕付荒
不作洩出皆無引

内貳反九畝四分

無石盛之分

外高三拾八石壹斗七升三合貳勺

此反別五町八畝廿分三厘

当寅起返

此取米四石貳斗七合

残高五万四千四百貳拾貳石壹斗六升九合壹勺七才

内高三拾壹石

無石盛

此反別七千五百七拾六町貳反五畝六步七厘五毛

高壹万八千七拾九石四斗六升三合八勺四才

此反別三千七百七拾四町九反廿八步七厘

畑方永取高之分厘付除之

内

反別貳拾七町六反貳畝貳分

無石盛永取之分

米九千八百四拾壹石八斗八升七合四勺四才

高免貳ツ五分八厘五毛余
毛付免貳ツ九分五厘貳毛内

内米七百三拾壹石七斗四升六合七勺

増

米貳石壹斗五升八合壹勺

免免切替増

内米貳斗壹升壹合

免上増

米四石貳斗七合

起返増

此取

外米貳拾六石貳斗五升八合

減

(下札)

米六石七斗九合

去、子皆無減

内米三石壹斗四升七合

損地無減

米拾五石七斗八升六合

檢見減減

米六斗壹升六合

減減

差引

米七百五石四斗八升八合七勺

去丑増

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

永三千五拾壹貫三百三拾貳文九分五厘去丑同

(下札)

前々高免与差引

米三千三百四拾六石三升三合貳勺六才

永拾壹貫貳百壹文壹分六厘

減減

延享元子年与差引

米貳千三百貳拾三石三升八合四勺七才

永七貫八百拾八文三分貳厘

減減

宝曆一申年与差引

米貳千六百石貳斗六升四合三勺七才

永拾八貫四拾壹文四分

減減

辰年与差引

米貳千六百五拾四石壹斗八合四勺

增增

丑年与差引

米七百五石四斗八升八合七勺

同增

巳年与差引

米八百五拾石八斗七升九合九勺

增增

子年与差引

米貳千貳百三拾貳石四斗貳升五合九勺

增增

午年与差引

米八百五拾九石三斗三升六勺

增增

亥年与差引

米貳拾三石貳斗壹升八合

增增

未年与差引

米五百拾八石五升壹合壹勺

增增

戌年与差引

米百三拾三石五斗三升貳合貳勺

增增

申年与差引

米三百拾六石五斗三升三合壹勺

增增

酉年与差引

米貳百五拾壹石壹斗九升貳合

增增

永貳拾四貫四百六拾七文四分

增增

此訊

田高貳万五千百貳拾壹石八斗貳升八合貳勺三才
此反別貳千貳百五拾町八反貳畝廿壹步八厘壹毛

内三町八反拾分

無石盛之分

外高貳石五斗九升六合
此反別貳反貳畝廿六分

当春畑成起返畑高五入

内

年と引高ニ相立候分

高貳百拾七石四斗三升四合八勺

前々御殿地御新米田役屋敷郷藏敷溜井敷道代溝代堰代堀代悪水堀敷池代町割宮地
宮免竿違歩詰寺社免土手敷位違往還道代并溝代畝違土取場濱池富士川渡船役人被下高
一里塚見附吉原宿屋敷三嶋池代無地高水門敷新田屋敷新往還道代永引

連々可起引高之分

高千七百四拾石九斗三升九合七勺

前々川欠山崩石砂入不作押堀土堀荒地澗崩川成波欠砂埋池成砂置波荒砂押去々子山崩
川欠川成押堀浪荒石砂入引

高拾八石壹斗九升貳合

当寅起返

此反別壹町五反壹畝拾六分
此取米壹石八斗九升七分

外

高貳石五斗九升六合

当寅畑成起返

此反別貳反貳畝廿六分

連々可起返引高之分

高九石貳斗五升九合

去々子川欠石砂入小前持高十分一ニ不当分
定免年季明ニ付当寅引

此反別六反八畝廿五分
此減米三石三升七分

右同断

高四拾貳石貳升貳合

当寅川欠山崩土堀石砂入引

此反別三町三反七畝拾四分

此減米拾四石九斗四升貳合

高千六百拾八石七斗壹合

去丑引統

此反別百拾八町五反三畝拾六步半
此減米なし
当寅早損青立水押仕付荒不作汐出皆無引

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

内式反六畝拾五分

無石盛之分

高式拾七石四斗六升七合

此反別式町六反拾步半

此減米六石七斗九合

当寅早損青立水押仕付荒不作汐出皆無引

内式畝拾九分

無石盛之分

小以高三千貳百五石八斗貳升三合五勺

此反別三百貳町五反四畝廿六分四厘貳毛

殘高貳萬九百拾六石四合七勺三才

此反別千九百拾八町貳反七畝廿五步三厘九毛

此取米七千貳百四拾四石八斗四升五合四勺

内米七百貳拾九石三斗七升壹合七勺 增

米貳石壹斗五升八合壹勺

内米壹石八斗九升七合

米七百貳拾五石壹斗七升六勺

米貳石壹斗五升八合壹勺

米七百貳拾五石壹斗七升六勺

外米貳拾五石三斗四合

米六石七斗九合

米六石七斗九合

米拾四石九斗四升貳合

米六斗壹升六合

米六斗壹升六合

米六斗壹升六合

米七百四石六升七合七勺

米七百四石六升七合七勺

米七百四石六升七合七勺

畑高三万千拾四石三斗九升貳合七勺八才

此反別五千九百三町七反八畝八步九厘九毛

内式拾七町七反六畝貳分

無石盛之分

内高式石五斗九升六分

此反別式反畝廿六分

此取米九升七合

当寅畑成起返田高入

高巷方八千四百八拾五石八斗七升九合巷才
内 此反別三千八百七拾四町八反廿貳分貳厘
反別貳拾七町六反貳畝貳分
畑方永取之分
無石盛永取之分

年々引高ニ相立候分
高三百七拾四石五斗七升五合
此反別四拾七町三反拾六步九厘

連々可起返引高之分
高千六百六拾壹石貳斗七升五合三勺四才
此反別貳百貳拾八町五畝廿八分六厘七毛

外高拾七石三斗八升五合貳勺
此反別三町三反四畝八分三厘
此取米貳石貳斗壹升三合
当寅起返

右同断
高五斗
此反別三畝拾分
此減米壹斗壹升

右同断
高貳石八斗七升八合
此反別四反壹畝貳分
此減米八斗四升四合
当寅川欠山崩土堀石砂入引

小以高千五百三拾九石貳斗貳升八合三勺四才
此反別貳百七拾五町八反廿七分五厘七毛
残高貳万九千四百七拾五石壹斗六升四合四勺四才
此反別五千六百貳拾七町九反七畝拾壹步三厘六毛

高巷方八千七拾九石四斗六升三合八勺四厘
内 此反別三千七百七拾四町九反廿八步七厘
畑方永取之分
無石盛永取之分

幕府勘定所勝手方記録の体系 (大野)

前々御殿地御汲湯場陣屋敷郷祓敷役屋敷御伝馬役屋敷溜井敷道代溝代堰代池代竿違
宮地堤敷川敷寺領寺社免位違広弁院免名主免往還道代一里塚御伝馬地子堀敷土手敷
土取場潰地畝違石盛違富士山御林守屋敷用水堀代新田屋敷御林入番所屋敷閑所屋敷
新往還道代去ル成堀代畔代永引

去々子石砂入小別持高十分一二不当分定免
年季明ニ付当寅引

前々川欠山崩石砂入土堀波欠波入潤崩川成川敷池成押堀砂置砂埋荒地永不作場波荒
永荒去々子山崩川欠川成押堀波荒石砂入引

米貳千五百九拾七石四升貳合四才

内米貳石三斗七升五合

内米六升五合

免上増
起返増

此取

外米九斗五升四合

内米壹斗壹升

内米八斗四升四合

去子損地減
損地減

差引

米壹石四斗貳升壹合

去丑増

永三千五拾壹貫三百三拾貳文九分五厘去丑同

内 訳

高貳万七千四百五拾九石貳斗八升三合四勺貳才

此反別四千七百貳拾五町六反六畝廿四步九厘六毛

此取米三千九百石壹斗七合三勺

永貳千七百貳拾八貫百拾七文九分壹厘

高貳万三千九百六拾貳石八斗八升五合七勺五才

内高三拾壹石 無石盛

此反別貳千八百五拾町五反八畝拾壹步七厘九毛

此取米五千九百四拾壹石七斗八升壹勺四才

外

一反高百三拾七町四反三畝廿壹分

内三拾貳町六反七畝拾五分

諸引

殘百四町七反六畝六分

米五石八斗三升

定免之通
御取箇附候分

檢見
御取箇附候分

内米五斗式升六合五勺 検見増

此取 外米壹升九合

検見減

差引 米五斗七合五勺

去丑増

永三拾四貫六百四拾卷文六文八厘去丑同

此取

田八町六反八畝六分

内三町四反三畝廿九分

田畑成米取

式反七畝拾五分

前と押堀川欠石砂入引

内

壹町貳反五畝廿五分

去丑引統

此減米なし

当寅早損皆無引

小以壹町五反三畝拾分

残七町壹反四畝廿六分

此取米五石八斗三升

内米五斗式升六合五勺

検見増

外米壹升九合

検見減

差引

米五斗七合五勺

去丑増

畑百貳拾八町七反五畝拾五分

内三拾壹町壹反四畝五分

前と川欠押堀石砂入去と子川欠引

残九拾七町六反壹畝拾分

此取永三拾四貫六百四拾卷文六分八厘去丑同

田原野畑
一河五百五拾四町四反九畝拾分
芝地 内卷町四畝三分 伊豆国那賀郡卷ヶ村
木立林

内五拾六町八反式步式厘五毛 諸引

残四百九拾七町六反九畝七步七厘五毛

米三拾石九斗三升六合七勺八才

内米卷石三斗九升壹合 検見増

外米七斗五升三合 減

此取 内米七斗式升四合 皆無減
内米式升九合 検見減

差引 米六斗三升八合 去丑増

永四拾五貫五百八拾六文卷厘去丑同

此取

田式拾三町廿七分

卷畝廿四分 前々道代引

拾町五畝壹分五厘 前々川欠川成石砂入砂埋潰地永不作
去々子川成引

内式町四畝廿式分 去丑引統
此減米なし 当寅早損皆無引

五反七畝六分 当寅早損皆無引
此減米七斗式升四合

小以拾式町六反八畝廿三步半

残拾町三反式畝三分半

此取米拾七石五斗四合

内米壹石三斗九升壹合

検見増

外米七斗五升三合

減

内米七斗貳升四合
内米貳升九合

皆無減
検見減

差引

米六斗三升八合

去丑増

畑貳百四拾壹町六反九畝廿九分

六反九畝廿八步貳厘五毛

前々郷藏敷役屋敷堀代浦賀奉行同心詰所屋敷引

内 拾八町三反廿分

前々馬場敷荒間木蔭川欠川成山崩土堀石砂入潰地永不作去ル午川欠川成去々子石砂入引

小以拾九町拾八步貳厘五毛

残貳百貳拾貳町六反九畝拾步七厘五毛

米拾壹石七斗三合五勺八才

去丑同

此取

永四拾貳百貳拾八文五分六厘去丑同

萱野四町五反四畝廿四分

此取永貳百貳拾七文四分

去丑同

畑拾八町貳反廿四分

流作見取

内拾六町六反八畝四分 前々川欠川成石砂入引

残壹町五反貳畝廿分

此取永六拾壹文壹分

去丑同

河原貳百四拾八町四反貳畝廿六步

此取永四貫九百六拾壹文壹分九厘

去丑同

流作冥加永場

畑 貳反八畝五分
芝地

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

内式反八畝分 前々川欠石砂入引

残五分 此取米壹合去丑同

河原 四反三畝廿九分

内式畝廿五分半 前々川成引

残四反壹畝三分半 此取永八文七分六厘去丑同

木立壹町分 此取永百文去丑同

林壹町三反七畝廿六分 此取米貳斗七合去丑同

宮下加嶋新田 地先芝地新開場
五貫嶋村 凡反別拾五町五反歩余之内

田三町五畝分 内八反九畝廿九分 前々石砂入引 見取

残貳町壹反五畝壹分 此取米七斗五升三合去丑同

右同断

畑拾貳町四反五畝分 内七町貳反壹畝廿貳分 前々川欠川成石砂入引 見取

残五町貳反三畝八分 此取米七斗六升八合貳勺去丑同

一畑壹畝分 此取米五合去丑皆増
当寅新規 見取

右者私御代官所相模伊豆駿河国当寅御取箇書面之通御座候以上

文政元寅年十二月

江川太郎左衛門印

御勘定所

(裏表紙)

外

三拾三ヶ年当寅取米永差引帳

沓冊

文化三寅年起返当寅免上書付

沓冊

当寅御取箇増減仕訳帳

沓冊

〔右之通袋上書ニ可認事〕

〔史料9〕 飛驒郡代所文久二年飛驒国当戌御取箇三拾三ヶ年増減差引帳 (岐阜県立図書館所蔵飛驒郡代高山陣屋文書)

(表紙)

〔飛驒国当戌御取箇三拾三ヶ年増減差引帳

増田作右衛門〕

定免

飛驒国大野郡

高式万九百三拾七石八斗五合

百三拾七ヶ村

此取米九千六百三拾式石壹斗八升六合

酉米九千六百三拾壹石五斗六升七合

米六斗壹升九合

増

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

申米九千六百貳拾九石壹斗貳升六合	米三十六升	增
未米九千六百貳拾八石六斗五升貳合	米三石五斗三升四合	增
午米九千六百拾五石貳斗三升九合	米拾六石九斗四升七合	增
巳米九千六百拾三石四斗貳升七合	米拾八石七斗五升九合	增
辰米九千六百拾貳石七斗九升五合	米拾九石三斗九升壹合	增
卯米九千六百拾石九斗六升九合	米貳拾壹石貳斗壹升七合	增
寅米九千六百拾石六升四合	米貳拾貳石壹斗貳升貳合	增
丑米九千六百九石壹斗壹升五合	米貳拾三石七升壹合	增
子米九千六百七石五斗五升七合	米貳拾四石六斗貳升九合	增

定免

同国吉城郡

高貳万四千三百拾三石貳斗七合
 取米壹万三百貳拾八石六斗三升八合

百七拾八ヶ村

酉米壹万三百貳拾八石貳斗四合	米四斗三升四合	增
申米壹万三百拾七石三斗四升八合	米拾壹石貳斗九升	增
未米壹万三百拾八石五斗五升八合	米拾石八升	增
午米壹万貳百六拾八石八斗壹升貳合	米五拾九石八斗貳升六合	增
巳米壹万貳百九拾八石五斗壹升	米三拾石壹斗貳升八合	增
辰米壹万貳百九拾八石三斗九合	米三拾石三斗貳升九合	增
卯米壹万貳百九拾七石六斗五升貳合	米三拾石九斗八升六合	增
寅米壹万貳百九拾七石三斗九升貳合	米三拾壹石貳斗四升六合	增
丑米壹万貳百九拾七石七升五合	米三拾壹石五斗六升壹合	增

子米壹万貳百九拾六石貳斗貳升五合

米三拾貳石四斗壹升

増

検見取

同国同郡

高六石六斗五升六合

三ヶ村

此取米壹石九斗壹合

酉米壹石八斗八升三合

米壹升八合

増

申米壹石六斗貳升六合

米貳斗七升五合

増

未米壹石六斗貳升六合

米貳斗七升五合

増

午米壹石六斗貳升六合

米貳斗七升五合

増

巳米貳石壹斗貳升三合

米貳斗貳升貳合

減

辰米貳石七升八合

米壹斗七升七合

減

卯米貳石貳升四合

米壹斗貳升三合

減

寅米貳石六合

米壹斗五合

減

丑米壹石九斗六升九合

米六升八合

増

子米壹石八斗九升七合

米四合

増

定免

同国益田郡

高壹万三百七拾七石四斗貳升

百ヶ村

此取米四千百六拾七石六升

西米四千百五拾七石八斗三升八合

米九石貳斗貳升貳合

増

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

申米四千五百五拾五石九斗八升七合
未米四千五百五拾七石五斗壹升四合
午米四千五百四拾八石八斗壹升五合
巳米四千五百四拾五石四斗貳升五合
辰米四千五百四拾五石三斗七升八合
卯米四千五百四拾三石六斗九升四合
寅米四千五百四拾壹石三斗三升貳合
丑米四千五百四拾貳石六斗貳升六合
子米四千五百三拾九石貳斗九合

米拾壹石七升三合 增
米九石五斗四升六合 增
米拾八石貳斗四升五合 增
米貳拾壹石六斗三升五合 增
米貳拾壹石六斗八升貳合 增
米貳拾三石三斗六升六合 增
米貳拾五石七斗貳升八合 增
米貳拾四石四斗三升四合 增
米貳拾七石八斗五升壹合 增

検見取

同国同郡

五ヶ村

高拾三石四斗六升六合
此取米四石六斗五升六合

酉米四石五斗五升六合
申米四石壹斗九升九合
未米四石壹斗九升九合
午米四石壹斗九升九合
巳米四石壹斗九升九合
辰米四石壹斗九升九合
卯米四石壹斗九升九合
寅米四石壹斗九升九合

米壹斗
米四斗五升七合 增
米四斗五升七合 增
米四斗五升七合 增
米四斗五升七合 增
米四斗五升七合 增
米四斗五升七合 增
米四斗五升七合 增
米四斗五升七合 增

丑米四石壹斗九升九合
子米四石壹斗九升九合

米四斗五升七合 増
米四斗五升七合 増

合高五万六千六百七拾三石壹斗六升四合

飛驒 国

内高貳拾四石六斗壹升 当戊御高入新田

残高五万六千六百六拾六石六斗五升貳合
内高五百六拾六石五斗壹升貳合 諸引

此取米貳万四千四百四拾石三斗七升五合

内高五石九斗三升四合 当戊御高入新田取立差引除之

酉米貳万四千百貳拾四石四升八合

米拾石三斗九升三合 増

申米貳万四千百八石貳斗八升六合

米貳拾六石壹斗五升五合 増

未米貳万四千百拾石五斗四升九合

米貳拾三石八斗九升貳合 増

午米貳万四千三拾八石六斗九升壹合

米九拾五石七斗五升 増

巳米貳万四千六拾三石六斗八升四合

米七拾石七斗五升七合 増

辰米貳万四千六拾貳石七斗五升九合

米七拾壹石六斗八升貳合 増

卯米貳万四千五拾八石五斗三升八合

米七拾五石九斗三合 増

寅米貳万四千五拾四石九斗九升三合

米七拾九石四斗四升八合 増

丑米貳万四千五拾四石九斗八升四合

米七拾九石四斗五升七合 増

子米貳万四千四拾九石九升

米八拾五石三斗五升壹合 増

亥米貳万四千四拾六石五升

米八拾八石三斗九升壹合 増

戌米貳万四千七拾九石五斗八合

米五拾四石九斗三升三合 増

酉米貳万四千七拾六石四斗壹升七合

米五拾八石貳升四合 増

幕府勘定所勝手方記録の体系 (大野)

申米貳万四千七拾三石六斗六升八合	米六拾石七米七升三合	増
未米貳万四千六拾九石三斗七升壹合	米六拾五石七升	増
午米貳万四千五拾八石三斗四升	米七拾六石壹斗壹合	増
巳米貳万四千五拾石四斗貳升貳合	米八拾四石壹升九合	増
辰米貳万四千四拾四石八斗八升五合	米八拾九石五斗五升六合増	増
卯米貳万四千石三斗六升五合	米百三拾四石七升六合	増
寅米貳万三千八百八拾六石八斗五合	米貳百四拾七石六斗三升六合増	
安永五年 米貳万三千五百八拾壹石四斗七升三合	米五百五拾貳石九斗六升六合増	
同四年 米貳万三千四百三拾四石七斗八升五合	米六百九拾九石六斗五升六合増	
但明和元年より同五年迄五ヶ年并安永元年辰を同三年迄三ヶ年取米之儀ハ先年騒動之節村々諸書物紛失いたし其上巳午兩年檢地被仰付高取米入狂ひ候ニ付安永四年未年之取米を仮米ニ相用増減差引相立候儀ニ御座候		
宝曆二年 米貳万三千五百貳拾八石七斗貳升四合	米六百五石壹斗壹升七合増	
延享元年 米貳万三千三百八拾八石九斗七升貳合	米七百四拾五石四斗六升九合増	
前々高免 米貳万三千五百八拾壹石壹斗壹升三合	米五百五拾三石三斗貳升八合増	

9 村鑑大概帳

村鑑大概帳は幕府代官所・預所村々の様子を將軍の親閲の為に代官が毎年作成する帳簿である。これも『地方凡例録』の同項の記事を示しておこう。

一 村鑑大概帳之事

村鑑帳と云も享保年中より始まり、上西の内打紙にして沓筒村沓枚に書き、表紙を附け、双紙綴にて寸法勲^勲を極る、認方は村高・田畑反別・石盛を記し、検地時代姓名を肩書にして、用水引方・水旱損の有無等、物成諸運上の有無、家数・人数・牛馬数・農業の外男女の稼・官林・百姓林・秣場・漁獵場、御普請所・自普請の有無、米の津出し場、江戸^東までの海陸里数、村方山里并に豊窮の訳まで逸々一書に認るなり、此帳面にて村方の様子大略相分るに付、村鑑大概帳と唱へ、上納沓冊勘定所控沓冊、是又御前帳ゆへ勤方帳同様大切に仕立、掛り勘定役と手代読合せあり、認方末に出す、

但寛政二戊年以來上納沓冊に成、勘定所控は年々差来すに及ばず、人数増減の処を、前年の帳に掛紙にて直し置べき旨に極りたり、

右の記述のとおり、村鑑大概帳(村鑑帳)は將軍上納(御上り)一冊・勘定所控一冊を帳面方村鑑帳掛りへ提出し、上納は御側衆へ行く。しかし寛政二年(一七九〇)八月の申渡^②で以後は上納一冊のみ、勘定所控は毎年提出するに及ばなくなった。

村鑑帳の用紙は上西の内灰汁打、寸法は郷帳と同じく竪二尺五分・横七寸八分・綴目外八分に定められ、一町村一枚に記載し、板目紙の厚表紙を付して苧繩双紙綴(本綴)とした^③。郡限り・国限りに青紙見出しを付けるが、綴方は『勤要集』の筆者は郷帳同様佐藤孫四郎に申し付けるがよいと記している。

表紙には

何国何郡
何国何郡
何国何郡
何国何郡
村々様子大概書

何之誰

と記し、当分預所は肩書に記す。これに美濃紙の覆をして同様に上書し、美濃紙四ツ手に入れる。四ツ手には、

御代官所
当分御預所

何国 村々様子大概書 何冊

外

当何年家数人馬牛増減書付 宅冊

何之誰

と記す。家数人別牛馬増減書付は美濃紙に認める。⁽⁴⁾

上納はその年十一月に提出するが、勘定所控は場所替か入狂いのある時にのみ提出し、⁽⁵⁾通常は翌春ごろ勘定所から通知次第家数人別牛馬増減の分を短冊に記して勘定所控に張り替え、読み合わせを行なう。⁽⁶⁾

村鑑帳の記載事項は『地方凡例録』が記す通りである。そのうち惣寄は最初に一枚に記し奥へ付けないのが他の帳簿と異なる。また奥文言も代官印・宛名もない。⁽⁷⁾

村鑑帳の一国一郡本高は、寛政八年(一七九六)に元禄改高に引き合わせ直したので、同十年二月に新田高入などがあれば支配所高へのみ書き加えて一国一郡本高は元禄改高を用い、本高へ加き加えないよう達せられたが、さらに天保七年(一八三六)⁽⁸⁾十月、同年十一月提出の村鑑帳からは本高を天保改高に改正するよう決められたのである。また同十三年六月の口達で、⁽¹⁰⁾これまで家数人別牛馬増のみ取調べ直し、小物成は前年のまま認め来ったのであるが、郷帳と突き合わせることもあり、同年より小物成・運上物・その他入狂いの有無を郷帳と相違ないよう取調べて提出す

るようになった。

「村鑑帳もやはり延引することが多く、越年し吟味遅れから上納まで延引するので、宝暦八年（一七五八）⁽¹¹⁾五月、寛政二年（一七九〇）二月、天保二年（一八三一）二月二十四日と再三年内提出を令している。

ところで野村兼太郎氏は村鑑大概帳と村明細帳（村差出帳）とを区別せずに混同しておられる。村鑑帳が享保年中吉宗の発意で創始されたという「地方心得留」⁽¹²⁾の説明（『地方凡例録』も同様）⁽¹³⁾に対して、元禄七年（一六九四）の「陸奥国会津郡村々差出書」⁽¹⁴⁾など年代の遡るものがあって明らかな誤りとされているが、それは村鑑大概帳ではなく村差出明細帳七か村分であって、享保期の創始を覆えすことはできない。筆者は前号で享保十三年（一七二八）九月の「勘定所諸掛取扱」⁽¹⁵⁾のうち帳面方取扱の帳簿に、御勘定帳・勤方明細帳・勤方帳・村鑑帳の四種があって、少なくともこれらの帳簿は同年には作帳されていることを述べた。さらに佐渡国（二国幕府領）では享保六年（一七二二）に「村帳」が始まり、のち大概帳に改められたことが判明するし、太田覃「竹橋余筆」⁽¹⁶⁾所収の諸帳面目録に「村鑑」七二冊の記載があり、それによって彼は同目錄を享保七年ごろ改め、八年成立と推測していることから、村鑑大概帳は享保六年、すなわち享保改革のうち財政改革に伴って創始されたものといつてよいであろう。

村鑑帳は殆んど残存していない。『徳川幕府県治要略』に摂津西宮・出羽観音寺村・信濃米子村の例が雛形的に並べられているし、「地方扱集成後編」⁽¹⁷⁾に雛形が紹介されているのみである。そこで代官所控ではあるが江川家文書中たゞ一点の村鑑帳である「伊豆韭山代官所天保十五年相模国伊豆国駿河国村々様子大概書」を「史料10」として左に抄録紹介しておく。

註

(1) 『地方凡例録』下巻、七九ページ。

(2) 『牧民金鑑』上巻、二四一―二五五ページ。

(3) 『地方凡例録』下巻、七四ページ。なお『勅要集』は

「から打」としているが灰汁打と同義か。『御勘定所定出役心得留』は上納打白・勘定所控アッ打としている。

- (4) 『勤要集』。
- (5) 『御勘定所定出役心得留』。
- (6)(7) 『勤要集』。
- (8) 『牧民金鑑』上巻、一三六ページ。
- (9) 同右、一五二ページ。
- (10) 同右、一五八ページ。
- (11) 同右、一〇二ページ。
- (12) 同右、一三三―一三四ページ。
- (13) 同右、一五〇ページ。
- (14) 『村明細帳の研究』三〇ページ。なお石井良助『江戸時代漫筆』は明確に区別しておられる(二三三―三三四頁)。

- (15) 『近世地方経済史料』第四巻、二六六ページ。
- (16) 同右、二七一―二八三ページ。
- (17) 『日本財政経済史料』巻四、八六―八九ページ。
- (18) 『佐渡年代記』上巻、二五〇ページ。
- (19) 国立公文書館内閣文庫所蔵「竹橋余筆」七。
- (20) 『徳川幕府県治要略』三四四―三四八ページ。
- (21) 石井良助前掲書二七六―二七七ページ。なお、同書には「御勘定所江四月中指出ス、三年ニ老度ツ、中改、七ヶ年ニ一度大改有之地也」と記され、知られていない事実が書かれている。

〔史料10〕 伊豆葦山代官所天保十五年相模伊豆駿河国村々様子大概書

(江川文庫所蔵江川家文書)

〔表紙〕

一無高

田畑なし

相模国足柄下郡江戸へ道法式拾四里八町

箱根宿三嶋町

津久井県
足柄下郡
愛甲郡
相模国
大住郡
高座郡
鎌倉郡

村々様子大概書

伊豆国
君沢郡
賀茂郡
駿東郡
駿河国
富士郡

- 一 小物成なし 運上物有
- 一 家数九拾八軒 人数男貳百貳拾人 牛なし
- 一 御関所掃除雪かき人足年々出頭 (白紙脱書) 馬五拾疋
- 一 小川式ヶ所砂川石橋あり
- 一 魚漁場なし

(白紙張紙)
一 御関所此宿の内小田原領にあり

一 此町北の方湖水あり長式里余幅疋里余西の方山堀抜駿州村々江用水に引

一 此町南の方御殿場あり反別五反分余惣廻り杉木あり
一 箱根宿山中なり難所の馬継にて困窮の宿也暑は江戸より弱し寒は強し

本高三万八百五拾四石九斗五合之内
高合なし

田畑なし

家数九拾八軒 人数男貳百三拾人 牛なし
女百九拾九人 馬五拾疋

御林三ヶ所 寄計

一 足柄下郡は海辺山寄の場所なれとも平地もあり土地は富士の
焼砂交り野土勝なり寒暑ともに江戸より弱し

(以下異巻)

本高八万四千百七拾壹石貳斗九升三合六勺貳才之内
高合壹万七千七百貳石九斗五合壹勺七才

伊豆国

内高四拾五石七斗七升七合九勺 無地高
外高六斗壹升七勺 過萬
内高三拾六石八斗壹升九才
内高六石六斗六升七合四勺 新田
小物成高入

田六百四拾七町壹反五畝歩余
内 内百四拾四町九反歩余 両毛作

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

畑四百八拾五町三反五畝歩余

外見取田畑三拾町歩余

家数六千三拾軒 人数男老万四千六百三拾九人 牛四百拾五疋
女老万四千八百七人 馬三百六拾三疋

山林百貳拾八ヶ所

内 御林拾ヶ所 御林拾ヶ所
並木五ヶ所
百姓林百拾ヶ所

一 伊豆国は海をうけたる国にてうちひらきたる所少く山勝なる
国なり

寛文十三五年伊奈兵右衛門検地 伊豆国君沢郡江戸へ道法貳拾八里
私領入会なし

一 高式千五百八拾貳石五合

三嶋町

田百三拾五町壹反分余 石盛 上十五 中十三 下十

内 内六拾町分余両毛作

畑百貳町九反分余 石盛 上九 中七 下六 屋敷十

外見取田畑貳町三反七畝分余

一 此村用水掛の町なり

一 小物成運上物あり

一家数千六拾三軒 人数男貳千九拾貳人 牛なし
女貳千四百八人 馬五拾三疋

一 農業の間男女ともに往還の助成町場ゆへ商売の稼あり

一 東海道御伝馬宿なり

一 草刈場箱根山へ入会に刈

一 百姓林五ヶ所反別不知雑木立

一新町川巾大概拾七間程小川拾七ヶ所いづれも石川にて渡り

なり

一米の津出し駿州塩久津浦迄三里附出シ夫々江戸迄海上七拾

七里

一魚獵場なし

一掛樋式ケ所板橋沓ケ所有其外大キ成普請所なし

一三嶋明神社有年中祭礼七拾余度之内四月十一月中之酉日大

祭礼也

一町南の方に御殿場あり反別四町分余内九反分余見取畑に成

惣廻松杉縦雑木あり

一此町里方町場なれとも箱根人馬繼困窮の町なり

一陣屋沓ケ所あり

(白紙誤紙)

寛永十七辰年伊奈兵右衛門 検地 私領入会なし
宝曆十二年江川太郎左衛門
一高式拾三石九斗七升

伊豆国君沢郡江戸
へ道法式拾七里
塚原新田

田四反分余 石盛 下十 見附田三

内 両毛作なし

畑五町五反分余 石盛 屋敷十 下三 下々式

外見取畑三分

一此村用水掛りの村なり

一小物成あり運上物なし

一家数七拾式軒 人数男百七拾五人 牛なし
女百七拾五人 馬拾定

一農業の間往還の日雇を取り茶屋等にて渡世を送ル

一東海道往還の間の村なり

一草刈場箱根山へ入会に刈

一東海道往還並木沓ケ所兩側八町余松木立

一百姓林田畑添反別不知雑木少々あり

一此村前々皆金納の村なり

一魚漁場なし

一箱根坂道御普請所有其外大キ成普請所以樋ともになし

一此村山方困窮の村なり

(中略)

文禄三年 井出志摩守

寛文四年 伊奈兵藏 検地

寛文十一年 伊奈兵右衛門

天保六年 江川太郎左衛門

本高五百八拾六石六斗三升八合四勺之内 寺領入会

一高四拾沓石四斗七升五合

伊豆国君沢郡江戸
へ道法三拾三里余
上修善寺村
私領持添

内 三石六斗六升式合 新田

田式町式反式畝分余 石盛 下十 下々八 下ノ下々六

内 両毛作なし

畑四町四畝分余 石盛 下五 下々四 屋敷十

外見取田畑七反分余

一此村用水懸りあり

一此村私領持添にて民家なし

一小物成運上物なし

一字内野山秣刈敷場あり

- 一米の津出し三津浦江三里付出し夫を江戸迄海上七拾四里
- 一大き成普請所以樋ともになし
- 一東海道三嶋宿当分加助郷村なり
- 一魚漁場なし
- 一此村山方困窮の村なり

(中略)

慶長十二年井出志摩守換地
水帳無之名寄帳を用 私領入会なし 伊豆国賀茂郡江戸へ道法式拾七里
一高六百四拾三石式斗九升九合 熱海村

内高式升七合無地高

田三拾八町六反分余 石盛 上十五 中十三 下十

内 阿毛作なし

畑拾七町四反分余 石盛 上八 下五 屋敷十

外見取畑壹町貳反分

- 一此村用水掛りあり
- 一小物成運上ものあり
- 一家数貳百六拾九軒 人数 男七百八拾三人 牛なし 女七百五拾四人 馬拾九疋
- 一農業の間男女ともに薪少々取売
- 一草刈場なし
- 一百姓林式ヶ所あり反別不知
- 一米の津出し居村にて廻船ニ積立夫より江戸迄海上三拾六里
- 一魚獵場あり

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

- 一廻船壹艘有
- 一波除普請所有其外大キ成普請所以樋ともになし
- 一御殿跡あり反別六反八畝分余見取畑なり
- 一此村温泉あり湯治人有之時ハ賑ひの所なり

(中略)

慶長十五戌年 源右衛門 金 善平
石川 弥次 右衛門
杉山 嘉兵衛 換地之由水帳なし
藤村 左平次
杉山 左近

本高四拾四石壹斗貳升三合之内
私領入会

一高拾六石三斗七勺貳才

内三斗八升三合 無地高

伊豆国賀茂郡江戸へ道法式拾九里

網代村

畑壹町九反分余 石盛 上七 中六 下五 屋敷十

外見取畑四反分余

- 一此村用水路なし皆畑村なり
- 一小物成運上物あり
- 一家数貳百三拾軒 人数 男五百五拾七人 牛なし 女四百九拾七人 馬なし
- 一農業の間男女ともに稼なし
- 一東海道加助郷村なり
- 一草刈場なし
- 一御林壹ヶ所反別百三拾町壹反分余
- 一百姓林少々あり

一五一

- 一 海辺村ニ付魚漁あり
- 一金納にて米の津出しなし
- 一 浪除堤數ヶ所あり舩樋類なし
- 一 此村大概の村なり

(中略)

式百余年以前今村伝四郎檢地之由水帳無之名寄帳を用

明和三戌年江川太郎左衛門檢地

伊豆国賀茂郡江戸江道法四拾

本高三百石四斗壹升三合之内社領入会

六里 下田町

外式拾四名 釣十分一無地高 高享保六丑年を免除之

内 地子屋敷拾貳町四反歩余 石盛 上式拾壹九五三 下九
畑壹町四反余歩 石盛 上八 下貳

外見取田畑三町壹反歩余

一 小物成運上物あり

10 その他

以上に説明を加えてきた諸帳簿のほかにも重要な帳簿がいくつかあり、その一つとして高国郡訳帳についてみよう。『地方凡例録』の同項の説明は次のようになっている。

一 高国郡訳帳と云は、代官所・預所郡限り高寄、何国何郡何拾箇村と、西の内堅紙に認め、毎年正月十一日後取箇方・何方・諸入用方三掛りへ差出し、場所替・最寄替等あれば其節早速認め替て差出す、尤も諸入用方へは以来差出すに及ばざる由仰渡され、取箇方・何方計りへ差出すことに成たり、取箇方の帳面は村名を書き并に小直紙四半帳壹冊、外に手代姓名帳と云物を添て出す、銘々扶持切米高姓名を西の内帳に小直紙にて短冊張札に認め、

一家数八百八拾四軒 人数男千八百三拾八人 牛馬なし
女千九百九拾老人

一 町場市なし魚漁稼あり女は稼なし

一 御林四ヶ所反別六拾四町貳反歩余 松杉楠榎立

一 町の内に小川あり橋渡り

一 地子御年貢米前々より皆金納の村なり

一 魚漁場あり

一 波除普請所あり其外大キ成普請所舩樋ともになし

一 清水上野介古城跡と云伝たる所あり御林内なり

一 湊の内金嶋犬走嶋みさこ嶋と云小嶋三ヶ所あり

一 此町湊付にて諸廻船入津魚漁あり少々賑たる町なり

(中略)

天保十五辰年十一月

御代官 江川太郎左衛門

沓冊小直紙四半帳沓冊、高国郡訳帳と一同に差出置き、手代抱入帳伺相濟、入替り増減ある節は、短冊紙に書て張替ることなり、右小直紙四半帳の分は奉行方の控になる由なり、

高国郡訳帳と同時に提出するものに、高国郡訳村名帳というものがあつた。

まず高国郡村名帳（書付）は毎年正月、御殿中ノ間・同御勝手方へ西之内帳一冊ずつ、下勘定所御取箇方のうち差出方へ西之内帳一冊、同知行割へ西之内帳一冊、美濃紙四半帳一冊を提出する。西之内帳は竪一尺八分・横七寸八分、美濃紙四半帳は竪四寸五分・横六寸五分でいづれも銚綴とする。このほか評定所へ西之内帳袋綴一冊、公事方勘定奉行控として美濃紙帳袋綴二冊（『勤要集』では三冊）を提出するが、西之内帳一冊は半枚に一行四か村五行に認め、美濃紙帳二冊は半枚に一行三か村四行に認め、いづれも郡村名に仮名を付ける。『勤要集』によればこの西之内帳は竪一尺五分・横八寸、美濃紙帳は竪九寸五分・横七寸で、定式には提出せず高入狂いある時だけ提出することになつてゐる。

次に高国郡訳帳は、『御勘定所定出役心得留』では下勘定所諸入用方・帳面方・分限方へ各一冊、『勤要集』は中之間・帳面方・諸入用方へ各一冊で、いづれも美濃紙帳寸法なしとなつており、『地方凡例録』と異なる所がある。提出期限は『勤要集』に一月七日とある。

これらと一緒に提出するものに手附手代書役姓名帳・御代官并手附手代分限高書付というものがある。手附手代書役姓名帳は西之内帳銚綴に美濃紙短冊竪九寸・横一寸八分程に給扶持・姓名を一枚一人ずつ認め、御取箇方へ提出する。片面四枚とし、変動があつた時に張り替える。同じく四半帳は美濃紙帳に姓名のみ記し、公事方兩奉行所へ一冊ずつ提出する。御代官并手附手代分限高書付は西之内帳銚綴一冊に、代官はじめ一人別に短冊に認め張り付け、一月十五日御殿へ提出する。短冊寸法は、長さ三寸五分、巾は代官三、四寸、手附手代は二寸である。

ここに参考のため高国郡訳村名帳の一例として、江川家文書の「武蔵相模伊豆駿河甲斐国高国郡訳村名帳」の冒頭の箇所を抄出しよう。

御極高六万石

高六万貳千八百四拾三石六斗五升貳合壹勺七才

反高貳百貳拾四町六反九畝廿壹分

武州多摩郡駒木野小宿御関所

豆州田方郡葦山屋敷

但同所君沢郡三嶋陣屋

甲州郡留郡谷村陣屋

相州津久井県荒川五分一取立番所

此訳

高貳万八千七百三拾石三斗壹合九勺貳才

反高八拾七町六反四畝六分

横山宿 新横山村

平村新田 平新田

平山新田 豊田新田

上田村 宮村

長沼新田

平山村新田

川辺堀之内村

栗ノ須村

(中略)

武蔵相模伊豆駿河

屯ヶ所

屯ヶ所

屯ヶ所

屯ヶ所

屯ヶ所

武蔵国
多摩郡

百貳拾五ヶ村

東海道 藤沢宿 平塚宿 大磯宿 箱根

甲州道中

日野宿 横山宿之内

八日市宿 本宿 子安
 八幡宿 小門宿 寺町
 新郷宿 本郷宿 久保宿
 八木宿 上野原宿 嶋ノ坊宿
 横馬乗宿

(中略)

右者私御代官所当分御預所武蔵相模伊豆駿河甲斐国高郡村名書面之通御座候尤御高入并入渡等御座候節者郷村請取不申候共御高帳相渡次第早速認直差出可申候以上

天保十亥年正月

江川太郎左衛門

右の例は一行三か村四行記載であるから、公事方勘定奉行控帳の書式であり、同時これは印物であることが判る。
 このほかにも大量の帳面や文書が作成されたであろうことは、享保十三年(一七二八)九月の「下勘定所諸掛取扱」⁽²⁾や天明五年(一七八五)九月それに追加した「下御勘定所掛々にて取扱候事」⁽³⁾、さらに天保五年(一八三四)五月の「御勘定所掛々にて取扱候御用向書付」⁽⁴⁾によって、また先に述べた『誠齋雜記』の御勘定動方の項⁽⁵⁾によって知ることができさる。さらに、前項で触れた太田覃(南畝)「竹橋余筆」(七)所収の諸帳面目録は、享保五十八年に実施された勘定所諸帳面の調査・整理の結果を写したものであるが、合計九万四千二百冊余(実数は七三六二六冊・五二〇〇通・一七八枚と一八六長持・三三箱・二五〇叭)の内訳は次の五二種である。

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

高帳・高入渡増減帳

一〇七冊

御細工方并塗物御城内御障子張御裂簾所

ニ錠掛金御入用帳

二六九冊

郷帳

八五〇六冊

御取箇差出帳・免定享

五三九一冊

御台所御賄入用同直段帳・同勘定帳

八七六冊

江戸并国々御普請諸国堤川除玖樋橋

一四〇九九冊

町奉行番所牢扶持無宿非人預り盜賊火附
改方欠所物奉行御勘定帳

八八冊

御普請御法事御普請入用帳

七二七二冊

川船御勘定帳

一五冊

地方御勘定帳(帳写共)・負金御勘定帳

一八八二冊

御船手并諸国船御入用帳・相州下船石錢
御勘定帳

一三六冊

上知帳

一六七二冊

御疊御勘定帳・備後表御勘定帳

一一三冊

知行割留

三三三冊

漆鉛鉄銅油元払御勘定帳

二七冊

江戸大坂二条大津高槻御米藏御勘定帳

一〇五冊

小普請御役金御勘定帳

二〇〇冊

駿府御藏久能御神領町方在方貸付金御勘
定帳

六七冊

和州北山村木遠州掛塚榑木信州榑木駿州
阿倍十分一木飛州北山村木丹州保津川榑
木飛州材木元伐遠州舟明山榑木御勘定帳

一四六冊

伊豆国大嶋利嶋新嶋神津島三宅島御藏島
小嶋嶋御勘定帳・八丈島紬御勘定帳共

六二冊

城州高瀬舟北山黒木淀川過書船御勘定帳

八〇冊

禁裏御所方堂上方二条大坂久能日光
御普請帳

七五一冊

大坂諸船役堀江上荷船地代金川口石錢
御勘定帳

六六冊

元払御納戸御勘定帳

九六冊

金銀山御勘定帳

一九九冊

御金藏元払御勘定帳

一四〇冊

金銀吹方朱座銀座銀銅吹方并銀座御運上
御勘定帳

一一一冊

御腰物方并御弓矢御鍵御勘定帳

二三冊

朝鮮人参通用銀御勘定帳

八冊

御筭筒御鉄炮大筭筒御勘定帳

二六冊

江戸大坂御材木御勘定帳

一一二一冊

長崎御用金銀同所十善寺御藏阿蘭陀出銀御勘定帳	二七冊	人別帳	三四六九冊
御伝馬宿入用米并金銀納帳	一一冊	諸証文	七九九〇冊・一八五長持・三三箱・二五〇叭
箔白土錢元払勘定帳	五四冊	諸入札	一八五七冊
上総下野国御薪御勘定帳	五六冊	高札之写	四〇〇四冊
野馬払代并御馬飼料入用御勘定帳	五二四冊	金銀米納札写・証文書状留	四八二冊
下野甲斐国足尾銅郡内置硯砥山帳	七八冊	御条目御請書	二九一〇冊
日光御宮公家衆御賄御法事御賄諸国	一一二六冊	神社御普請小帳	九七八冊
一長持	一四〇冊	国絵図・古国絵図	一七八枚
城々御詰米并詰錢元払御勘定帳	二七二九冊	村鑑	七二冊
酒造米改帳	二八〇〇冊	御勘定勤仕帳	一七九冊
諸大名上米代万石以下郡村書物	二冊・五二〇〇通		
検地帳	二八〇〇冊		

右の勘定所諸帳面は湮滅し、国絵図などを除いて全く現存していないが、地方勘定帳をはじめ大量の各種勘定帳、郷帳・取箇帳・村鑑帳・免定写・納札写・諸証文などが勘定所に保存されていたことが理解できよう。

代官所・預所で作成・保管する記録類としては、場所替のさいの引渡・請取目録をみるとよい。もちろんこの中には勘定所へ提出してしまつた記録は控・下書以外含まれていないし、村方から受領しても勘定所には提出しないもの、たとえば宗門五人組帳の如きものも多い。いま『地方凡例録』が場所替の節受取べき書物として掲げるものは、次の三十四種である。⁽⁶⁾

一 代官所場処替の節渡す方より受取べき諸書物、

- 一 取箇帳
- 一 成箇郷帳
- 一 三十箇年取米永厘附帳
- 一 代官所絵図
- 一 検地水帳写
- 一 勘定仕上目録写
- 一 伝馬宿諸証文
- 一 小物成浮役并運上等取立帳
- 一 十分一類取立帳
- 一 渡船等ある時修復仕方帳并船頭住居等の書付
- 一 酒株帳
- 一 一切支丹類族帳
- 一 献上物ある節の引付帳
- 一 廻状順帳
- 一 小入用改帳并人馬割帳
- 一 陣屋家絵図并諸証文留公事訴訟留帳
- 一 村鑑帳
- 一 村絵図
- 一 金銀銅鉄明礬硫黄山帳并休山帳
- 一 殿跡絵図
- 一 堤川除用水橋普請帳
- 一 林帳并絵図
- 一 宗門五人組帳
- 一 朱印寺社帳
- 一 河岸場市場帳
- 一 鉄炮改帳
- 一 陣屋小役村々割掛帳
- 一 村高役引帳
- 一 私領入組ある村附帳
- 一 村々立毛名田分帳并坪刈帳
- 一 牢屋あらば其絵図又ハ修復入用屋敷の歩引付等の書付

一 他領より納る小物成帳

一 建立地寺社書付

一 取箇下組帳

右の通受取べし、尤も郷帳・取箇帳・林帳等其外大切の書物へ代官直印にて受取渡し致す、其外は元の手代印形にて引渡すべし、尤も書物の内、引渡しにならざる書物へ借受て写し取るべし、又右に記す書物の外にも其処に依て品々あるべきなり、

具体例としては、江川家文書中に引渡目録があるが、たとえば慶応四年（明治元年、一八六八）八月江川太郎左衛門が徳川亀之助（駿河府中藩）に駿河国支配所知行替に当たつての「引渡目録」には、九六種で一二〇冊・三〇通・三五袋・九罇・二八枚・二棹・六箱のものが記されている。その全てを紹介する紙幅はないが、慶応三年分を中心に、三拾三ヶ年米永差引帳・取箇仕出類・物成置米金仕出帳類・年貢金初納割賦帳・年貢石代直段書上一件・内見帳・厘附帳・下組帳・定免切替一村限帳などの取箇に関するものをはじめ、割附・皆済目録・成箇郷帳や、家数人別増減差引帳・家数人別一村限帳・家数人別七ヶ年目子年書上一件など戸口に関するもの、その他に廻米・酒造・貯穀・助郷・山林・普請など各方面に亘っている。もちろん宗門帳・村差出明細帳・高反別帳・村絵図など村方より提出されたものも含まれている。「引渡目録」に記されたこれらの記録は残念ながら現存していないが、このような目録を検討することによって、財政史料の基本類型に追加すべきものを抽出することを今後の課題としておきたい。

註

文庫所蔵『雜留』中に同文のものがある。

(1) 『地方凡例録』下巻、七八ページ。

(4) 同右、二三八―二四六ページ。

(2) 『日本財政経済史料』巻四、八六一―八九ページ。

(5) 『江戸叢書』巻の八、二五六―三七二ページ。

(3) 同右、一〇八一―三三五ページ。なお国立公文書館内閣

(6) 『地方凡例録』下巻、一三三―一三三三ページ。

幕府勘定所および代官所・預所財政史料の基本類型と授受の体系

勘定所作成帳簿

勘定所

代官所・預所作成帳簿

御殿 下勘定所

御取箇相極候帳

御取箇方差出方

下組帳・假仕出・皆無仕出
検見帳↑内見帳・坪刈帳

三分一米銀納直段
相極候儀申上候書付

取箇帳
三拾三ヶ年取米永差引帳
一村限取箇帳
取箇増減仕訳帳
荒地起返免上書付
その他

年貢割付元帳

年貢割付状

御遺方大積書付

御殿皆濟方

納払明細帳

大積届

年貢米金皆済目録

村方皆済目録

御殿皆濟方

調方掛
帳面方起印掛
算調掛

勘定帳(下帳)

普済届
郷帳突合書付
金銀納札帳・納札
前年増減差引書付
当証文・置証文・置証文写

勘定帳(本紙)

帳面方奥印掛
惣勘定掛

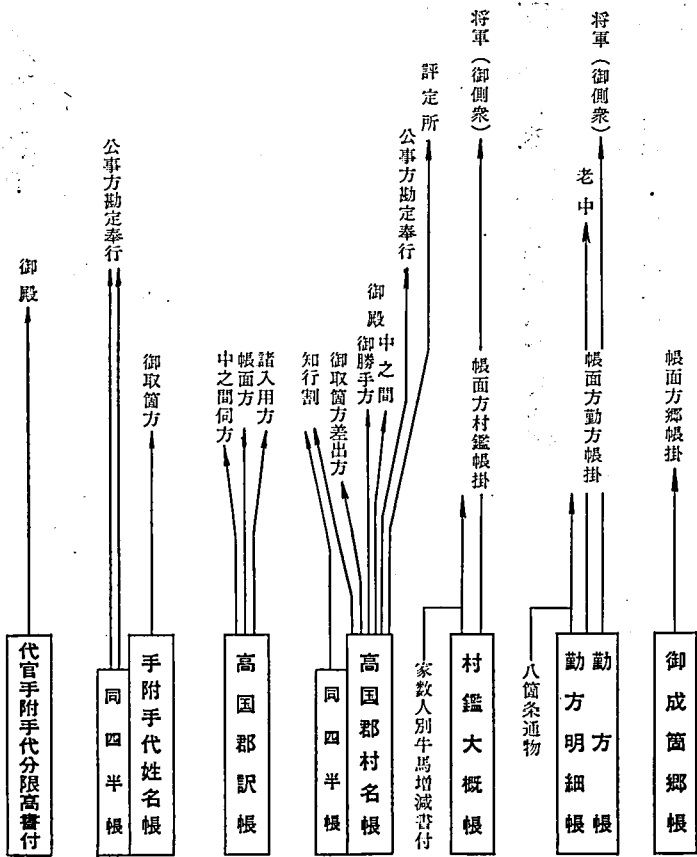
御代官并御預所
物成納払勘定帳
金銀・米大豆
納払勘定帳

老中・若年寄
勘定奉行・吟味役
〔地方惣勘定〕

帳面方奥印掛
惣勘定掛

幕府勘定所勝手方記録の体系（大野）

（註）実線矢印は提出、破線は推定、主類型帳簿の左は添付書類、勘定所分課のうち御殿でないものはすべて下勘定所



勘定所および代官所・預所財政史料の体系

以上に述べ来たことは、未だ不明確な点もあり、前項で触れたようにまだまだ多数の史料が残されていて、杜撰であるという謗りも甘受しなければならぬが、『徳川幕府県治要略』の段階は超えたと考える。敢えて各項の最初に『地方凡例録』を引用したのも、他の資料によって補強しうるものは補強し、誤謬は訂正したいと思つたからであり、紙数を費やして参考史料を翻刻したのは、単に書式例としての雛形を示すよりも史料の性格が理解し易く、また史料として利用しうる利点を考えたからである。右の試みが成功したかどうか十分なご批判を仰ぎたい。

ところで勘定勝手方記録（ここで使った記録は厳密な意味の記録ではない。授受関係があるから文書としての性格をもつ。）といつても、勘定所史料が湮滅してしまつてゐる以上、現実の地方行政官である代官作成史料を中心に据えざるを得なかつた。そして十程の基本類型について説明を加えたのであるが、それを勘定所と代官所・預所との間の授受の体系を整理して図に示した。これは帳簿類の差し出し・取り扱い（改め）・下げ戻しの関係のみを示したのであり、各帳簿の相互の関係は示しえなかつた。各項の説明に、特に突合銘書を記しておいたので参照されたい。一例をあげれば、勤方明細帳の記載事項については、御取箇・起返田畑・荒田畑は取箇帳、夫食種貸・返納物・不時御救は廻米方、修復御普請・新規御普請・堤川除破損・御入用之外大儀之普請・郡中割普請・国役普請は御普請方にてそれぞれ突き合わせ、民屋損失は御殿勘定所の届を記し、公事出入・死罪流人は評定所に聞いて記すことになつてゐる。⁽¹⁾そして既述のように、同帳は皆済後提出するのであるから、当年の皆済目録の数字を記入し、また勘定帳・納札留・地方公事方御用留・荒地起返一村限帳・御普請帳など代官所の記録とも照合するのである。勤方帳は勤方明細帳から摘記するので突き合わせは明細帳のみでよい。⁽²⁾こうしてみると、前項その他で説明したものを除き、勘定帳から村鑑大概帳まで

の帳簿はほとんども相互に照合記載の關係にある重要帳簿というるであらう。

続いて、これら代官所・預所作成帳簿に基づいて勘定所において作成されたと考えられる帳簿について触れたい。既に各項でも述べたのであるが、現存する僅少の勘定所財政史料である大河内家記録や水野家文書、その他の勘定所帳簿を大別すれば、①御取箇相極候帳、②三分一米銀納直段相極候儀申上候書付、③御遣方大積書付、④御代官并御預所御物成納払御勘定帳、⑤金銀および米大豆納払御勘定帳（御遣方御勘定帳）の五種となる。これを代官所・預所作成帳簿との關係を推測して先の図に示しておいた。①は取箇決定、②は石代値段決定、③は予算、④・⑤は決算段階の作成帳簿で、そのうち④は地方勘定帳の総計、⑤は地方勘定帳・御金藏勘定帳の総計のうち代官所・預所現地入用収支を除外した勘定所総決算とみることができる。

最後に、本稿で取り上げた財政史料の基本類型のうち、創始年代の最も早いものは、当然、年貢割付と皆済目録と考えてよいであらう。また勘定帳は少なくとも寛永期には存在し、郷帳の創始は慶安二年といわれる。取箇帳は明らかでないが貞享四年にはあったことが確かめられる。これに対して勤方帳・勤方明細帳および村鑑大概帳は享保改革期の創始である。他の帳簿についてはなお詳らかにしえない。年貢賦課・収納、会計収支決算、知行割などは幕藩体制の基礎をなすものであるから成立当初から何らかの帳簿が必要で、事実作成されたと考えられるが、慶安期、ついで天和・貞享期の幕政の転換期にかかる帳簿が相ついで整備され、享保改革期に本格的な財政帳簿組織の確立をみたと思われるのである。

註

(1)(2) 『日本財政経済史料』卷四、二三三—三四六—

ジ。

(3) 拙稿「享保改革期の幕府勘定所史料大河内家記録」—

(4) 『史学雑誌』八〇編—一三〇号、および村上直・拙稿「幕末における幕府勘定所史料」(『史学雑誌』八一編

四号)所収。

(4) 前掲「竹橋余筆」七に、明暦三年再作成の正保三―承

応元年「浅草御藏勘定帳」と、寛永十八―正保二年「大坂御城米納并渡方御勘定目録」の写が収録されている。

おわりに

本稿を終るに当たっていくつかの課題を述べておきたい。

まず第一に、財政史料を少しでも豊かにするために、勘定所(役人を含めて)・代官所・預所(郡中代など中間支配機構を含めて)の文書を発掘することである。もちろん、勘定所・代官所史料は多くを期待できないが、預所を持つ大名家文書や地方史料の中にはまだこの種の史料がある可能性をもっている。また「御代官極秘」のような代官手控類を探し出す必要がある。

第二は、藩財政や旗本財政の史料との比較検討である。

第三は、村方史料との相互関係、体系的分類的研究である。

以上のような研究を進展させなければ、冒頭に述べたような近世史料の分類の混乱は今後も続くのではなからうか。本稿に利用させていただいた史料分類目録にも、たとえば取箇帳と同帳付属書類が別個に無関係に分類されているなどの欠陥も見受けられたのである。

そして最後に、このような近世史料学的研究は単なるいわゆる補助学としての「古文書学的研究」に止まらしむるものでなく、基本類型や書式の年代的变化、附属書類の増減・変遷を追究していくことによって、職制や組織の改廃の解明から、ひいては幕藩制史研究の再検討に迫りうる一方法であることを付言しておきたい。

〔付記〕 本稿を成すに当たり、三井文庫、国立公文書館内閣文庫、江川文庫、岐阜県立図書館、山梨県立図書館の所蔵史料を利用させていただいた。記して謝意を表する。

(元)

